

# 協働環境委員会会議録

令和2年3月9日(月)

(開会) 10:01

(閉会) 16:18

## 【案件】

1. 議案第2号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
2. 議案第6号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
3. 議案第8号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
4. 議案第15号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
5. 議案第26号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
6. 議案第29号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
8. 議案第37号 財産の譲渡(牟田集会所建物)
9. 議案第38号 財産の譲渡(庄内元吉第2集会所建物)
10. 議案第31号 飯塚市協働のまちづくり推進条例
11. 議案第32号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
12. 議案第36号 契約の締結(鯉田交流センター建設工事)
13. 議案第39号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)

## 【報告事項】

1. 「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」案について 【総合政策課】

---

### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第2号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○医療保険課長

「議案第2号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の補足説明をいたします。補正予算書の19ページをお願いいたします。第1条において補正を行おうとするものでございますけれども、既定の予算の総額、歳入歳出それぞれ140億5603万7千円に増減はございません。今回の補正につきましては、退職者等医療に係る交付金の平成30年度分精算による支出増が生じたので、補正をするものです。補正は歳出のみとなります。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。中段にございます2. 歳出の3款1項2目、退職者被保険者等医療給付費分につきましては、過年度精算による福岡県への追加納付額が確定いたしましたので、2166万7千円を増額し、2426万円を計上するものです。この精算額につきましては、30年度交付金の交付を受けた後に、第三者求償に基づく納付額2097万9328円が確定したことなどによりまして、超過交付が発生したことによるものです。その下の5款、基金積立金につきましては、収支バランスをとるため、保険給付費等準備基金積立金を追加納付額と同額の2166万7千円を減額し、1億5984万1千円とするものです。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○川上委員

今の説明はわかりました。それで確認したいんですけども、積立額1億8150万円余を

予定しておったけれども、県への上納額が想定よりも2166万円余ふえたということで、この積み立てを減らすことによって上納を賄ったと。かつ、積み立て1億5984万円余を行うということなんですね。それで、どこも県の上納の引き上げが大勢と思うけれど、それによって苦しんでいるところがあると思うんですが、このような規模の上納の額の確定によって、引き上げの対応が迫られたという自治体は、ほかにもあるんでしょうか。

○医療保険課長

令和2年度の納付金につきましては、1月に公表されたばかりで、ちょっと他市の状況というのが、詳細がわからないんですけども、ちょっと私が知る限りでは、9億円ほど準備基金を積んでおりますが、そこまで持っているところはあまり心当たりがございませんので、引き上げの検討とかをされているところもあるように伺っております。

○川上委員

今のは、準備基金が9億2458万円余というほどの基金を持っているところをあまり知らないということなんですね。私が先ほどお聞きしたのは、最終見込みよりも2166万円余計に上納するような、こういう額を調整しなければならないような自治体というのが、ほかにあるのだろうかということなんです。

○医療保険課長

今回の退職者医療に係る納付金の精算でございますけれども、自治体によりまして納付するところもありますし、戻ってくるところもありますけれども、金額的には北九州市あたりが1千万円を調整する、追加納付が発生したりとか、北九州市の1千万円が2番目ぐらいに多い、うちはちょっと、飯塚市のほうが一番ちょっと金額的には多いんですけども、北九州市さんでありますとか、田川市さんとかもいくらか追加納付するようなことにはなっております。

○川上委員

飯塚市の2166万円というのは、どういう要因で、北九州が1千万円程度というのであれば、どういう事情かなという気がするんですよ。説明ができますか。

○医療保険課長

今回の2千万円余りの返還金と申しますのが、ちょっと突発といいますか、第三者求償と言われます交通事故によって、保険証が使われた場合に、損害保険からちょっと回収するというような事務もやっておりますけど、その分がたまたまちょっと2千万円ほど、30年度に関して戻ってきました。戻ってきた時点で、給付費のほうは払っております、その給付費の2千万円が入ったところで、県のほうに申請しておりました。その申請に基づいて県のほうが交付金を出しましたので、ちょっとその分は返してくださいよというような内容になっております。

○川上委員

わかりました。それは個別的な事情によってという要素が大きいということですね。それで、準備積立金の関係なんですけど、9億2458万円余という金額について、ほかにはそれほど大きいところは少ないんじゃないかというようなニュアンスでしたけれど、どういう感想を持っていますか。なぜこういう積み立てができたのか。その積み立てに、さらに1億5千万円余も今回積み立てていくわけでしょう。こういうことに、どういう感想を持っているかなと思うんですけど。

○医療保険課長

今積んでおります準備基金につきましては、平成27年度ぐらいから、平成30年度に国保の制度改革があるということで公費が拡充されました。その分が影響しているものと思われまして、28年、29年ぐらいにかけて、大体3億円ずつぐらいの積み立てができています。その後、制度改革に当たって税の引き下げとかをいたしましたけれども、それで、現状として適正な税率になっているんじゃないかとは思っております。ちょっと今後のこととなりますけれども、来年度以降はまた、赤字のほうに転じていくと。実際、今年度も1億

5千万円積みますけれど、繰り越しが4億円ぐらいありましたので、実質赤字でございますので、今後ちょっとどういう税率が適切なのかは、ちょっと検討していかなくてはいけないというふうには考えております。

○川上委員

この基金の準備目標額というのはあるんですか。

○医療保険課長

特段はないと理解しております。

○川上委員

そうすると、これは多いほうがいいんですか、少ないほうがいいんですか。

○医療保険課長

多いほうがいいということはないと思います。ただ少ない、もしくは全く持っていませんと、突発的な給付の増大に耐えられないというようなことがありますので、一定額は持っているのが理想だと思います。ちょっとそれが幾らかについては、はっきりしておりませんが。

○川上委員

今、そこを聞こうと思ったんですね。適正額というのがないわけですか。

○医療保険課長

明確にちょっとこれぐらいというのは、ちょっと存じ上げておりません。医療費は、億単位で増減することがあるようですので、どうでしょう、1億、2億円ぐらいは持つておくことが理想かなと思いますけれど、ちょっと明確な基準というのはいりません。

○川上委員

1億円ぐらいが普通じゃないかということなんですね。それで、ほかの各種の基金がありますけれども、これもできるだけ積み立てていこうという傾向があつて、本市の基金全体としては、財政調整基金とか減債基金以外にもかなり膨れてきているところもあるんですよ。だから、もう少しこの国保の問題についても、基本的には住民に高い国保税を押しつけて、それが要因として、ここにこれほどのものがたまっているというふうを考えるのが普通なので、安心して住み続けられる飯塚市、まちづくりというふうに言っているぐらいなので、特に命と健康にかかわることなので、このように積み立てを残すのではなくて、適正に住民の負担軽減に生かしていくということが求められるのではないかと、討論みたいになりましたね。これは指摘をしておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第2号 国保特別会計補正予算(第3号)」については反対の立場です。その理由については、先ほど指摘の中で述べましたので繰り返しません。本会議で詳しく述べたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第6号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明いたします。予算書の265ページになります。第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ135億3158万7千円とするものです。第2条の債務負担行為につきましては、268ページの第2表に記載しておりますように、レセプト点検委託料の契約に伴い、債務が後年度にまたがるため設定するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

まず歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。予算書の275ページになります。1款1項1目、一般管理費につきましては、26名分の人件費及び経常的な事務費等を総額で2億5724万8千円を計上しております。次に、278ページをお願いいたします。2款1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しております。1目、一般被保険者療養給付費では、1人当たりの医療費の増、被保険者数の減等により前年度と比較いたしますと、3億3413万9千円の減となっております。2目、退職被保険者等療養給付費では、被保険者数の減等により、前年度と比較しますと1283万9千円の減額となっております。2項、高額療養費につきましては、元年度の実績をもとに所要額を見込み、計上しております。前年度と比較しますと、総額で3075万円の減額となっております。279ページをお願いいたします。3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき県が算定した額を支出するところでございますけれども、県の本算定が当初予算要求に間に合いませんでしたので、11月に行われました仮算定による金額を計上しております。279ページから280ページまでにかけて、1項、療養給付費につきましては、総額で25億2194万1千円を、280ページの2項、後期高齢者支援金等分につきましては、7億3502万3千円を、3項、介護納付金分につきましては、2億5586万8千円をそれぞれ計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。270ページになります。このページから271ページまでにかけて、1款1項、国民健康保険税につきましては、前年度と比較いたしますと、総額で3857万2千円の増額となっております。今年度の保険税率等につきましては、令和元年度の国保運営協議会の答申に基づき、前年度から据え置いたもので計上しております。この増額の要因は、被保険者数の減及び軽減対象範囲の拡大に伴う軽減世帯の増加により減額となるところですが、昨年度当初予算編成時に見込んでおりました被保険者数が、実際の被保険者数の推移より少なく見込まれていたことによりまして、相対的に増額となっております。271ページの3款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金の1節の普通交付金につきましては、これは保険給付費に必要な費用に対して交付されるものでございまして、94億4903万7千円を計上しています。2節の特別交付金につきましては、30年度決算をもとに推計いたしました3億9116万8千円を計上しております。273ページの5款2項、基金繰入金につきましては、令和2年度は歳出超過を見込んでおりますので、財源を調整するために準備基金から7342万7千円を繰り入れることにしております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

国民健康保険税の税率の2年間据え置きという方向での今回据え置きということなんですけれども、先ほど前年度の補正3号の審査でも申し上げましたけれども、これほどの基金を持っていて、引き上げというのは当然考えられないんですけれども、財源的には引き下げられるのに、過去1世帯当たり2万円の引き下げをされたことは承知しております。その上で言うんですけれど

ど、これほどの基金があつて、引き下げることが財源的にはできるのに、それをしなかった理由をお尋ねします。

○医療保険課長

今回、国保運営審議会で協議していただくに当たりまして、県の示す本算定でありますとか、標準保険料率とかを参考に、向こう２年度について試算を行っております。その結果ですけれども、一応、平成３０年度、令和元年度の２年間につきましては、決算見込みで１億５千万円ほどの基金を積み立てる予定になっています。これが前２年間の黒字というような位置づけになっておりまして、それを含めたところで試算を行ったんですが、試算の段階で、令和２年度は４千万円ほどの赤字を見込んでいます。令和３年度につきましては、１億５２００万円ほどの赤字が見込まれます。合わせましてほしい２億円ぐらい、１億９千万円ぐらいですか、１億９千万円ぐらいは赤字を見込みました。先ほどの１億５千万円と合わせますと、大体今、足が出ているといいますか、ちょっとマイナスになっている分が３８００万円ぐらいにはなりません。現状、その単年度が赤字になっている状況で、税率の引き下げというのは、２年間で２億円ほどの赤字が見込まれる中で、９億円ぐらいの積み立てにはなりませんけれども、将来的にどうなっていくかという推移をちょっと考えるに、ちょっと今の段階で下げるといふことに、なかなかならないのではないかといい判断をしております。

○川上委員

私は別の機会に、もう少し審査をしたいと思うんですけれども、赤字の過大見積もりがあるのではないかといい点での議論をしたいと思っております。いずれにしても現在の国保税で、数年先までの赤字を埋めようという発想が、国保の経営上、考え方として正しいかどうかについても審査しなければならないというふうに思います。そういう非常に高い国民健康保険税の中で実態、何が起きているかというところ、保険証の原則発行をやめて、滞納所帯のあなた方の基準に該当する人たちに対しては、資格証明書という窓口自己負担１０割、そういうことで保険証の取り上げと私は呼びますが、やっている。これの法的な根拠は確認していますか。

○医療保険課長

被保険者資格証明書の法的根拠というところがございますけれども、規定といたしましては、国民健康保険法の第９条３項、４項に保険料を滞納している世帯主に対して、保険証の返還を求めるといふ規定はございまして、返還を求めた世帯主に対して、資格証明書を交付するといふような規定が第９条第６項にございます。

○川上委員

今回、新型コロナウイルス感染対策の関係で、国から何か言ってきていますか。

○医療保険課長

新型コロナウイルスに関する取り扱いですけれども、先月、２月２８日付で厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る帰国者、接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてというところで、通知があつております。これにつきましては、新型コロナウイルスに感染した方につきましては、保険税を納付できない特段の事情があるといふような解釈をするんですけれども、実際、本来であれば窓口に来て、相談とかという話なんですけれども、そういうことすると感染が広がるおそれがあるというところで、資格証明書をもって病院で診療を受けられるといふような取り扱いをするといふような措置が示されております。

○川上委員

保険証がなくても、医療機関に行くということなんです。資格証明書は持って行かないといけないわけですか。

○医療保険課長

資格証明書を被保険者証とみなすと。帰国者、接触者外来を実施する場合といふこととございまして、資格証明書は必要と思われま。

○川上委員

その通知は、法改正をした上で、その通知が出たんですか。

○医療保険課長

これは法改正というわけではございませんで、保険料滞納に関して、災害、その他特別の事情がある場合というものを、この感染症について適用したものであるというふうに書かれています。特例的な部分につきましては、本来であれば、窓口で資格証明書をお持ちいただいて、事情をご説明いただいて、短期なりの保険証を渡すというような手続になりますけれど、それを窓口に来ることによる感染症拡大を避ける目的で、もう真っすぐその資格書で病院にかかってというような内容になっているようです。

○川上委員

法は変わっていない。資格証明書発行という法は変わっていない。だけど、特別の事情がある場合は、資格証明書を保険証とみなして、3割で受診できるというわけですよ。今の法律の中のことでしょう、特別の事情を考慮するというのは、これは新型コロナだけというふうに法律はなっているんですか。

○医療保険課長

今回の通知はそうでございますけれども、法の趣旨から言いますと列記してあるんですけれど、財産の盗難、生計を一にする親族の病気でありますとか、負傷あるいは事業の廃止や休止など、保険税を納付できない事情があるという場合については、特別な事情を配慮して対応するというようなことは、従前からございます。

○川上委員

少し聞こえにくかったんですけれど、特別な事情の最初の個人の健康にかかわるくだりのところがありましたか。

○医療保険課長

一応、国民健康保険法の施行令に記述がありまして、病気という点では、世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したことというような規定がございます。

○川上委員

つまり、現行法の中で保険証の取り上げという非常にひどい規定になっているんだけど、その国でさえ、個人の病状とかその他の事情によって資格証明書を発行しない、発行しないということができるといっていると思うんですよ。今回の場合は、発行した資格証明書、つまり保険証を取り上げている場合でも3割で対応しましょうというのは、現行法でしているわけですよ。ということは、わざわざ資格証明書を発行しなければならないのかという現行法の矛盾もあると思うんですよ。それで滞納が続けば、自動的に差し押えますよという流れが出てきたりするんだけど、その過程で資格証明書の発行ということになるでしょう。だから、そのときに特別な事情に該当していないかどうかというのを税務課がチェックしないでしょう。医療保険課がすべきでしょう。そういう点で言えば、特別な事情に該当するかどうかについて、医療保険課は、今から保険証を取り上げようかなというふうに考えている対象者が、そういう事情に該当しているか、していないかについては、どういうふうにチェックしていますか。

○医療保険課長

資格証明書の発行に当たりましては、まず対象となる世帯主の方に、状況説明書というものがございまして、これの提出をお願いするようになっております。国保税滞納についてのご説明をいただくという流れです。この状況説明書におきまして、先ほど出てきました特別な事情、財産の盗難でありますとか、生計を一にする親族の病気または負傷、あるいは事業の廃止や休止等、保険税を納付できない事情の説明がある場合については、改めて、特別な事情があるか否かを審査した上で、最終的に資格証明書発行の是非を判断するというような流れを

させていただいていますので、滞納が1年続いたから機械的にちょっと資格書を出しているとかいう内容ではございません。

○川上委員

この方の場合、3月3日付で市長名で国民健康保険税滞納にかかわる状況説明書の提出についてという、これは通知ですか。これと状況説明書という書式を受け取っているんですね、3月3日付で。これについては、締め切りは3月13日、医療給付係へということになっています。これをしないと、以下の処分をしますよというのが説明されているんですよ。処分の内容としては被保険者証の返還及び資格証明書の交付と。まあ、取り上げるということですね。それで処分の原因というのが、平成30年度8期分から平成30年度8期分までというふうになっているんです。1期分ということですね。その額が4万4700円なんですね。2年前のということになってしまうんですけども、この1期分について問われているわけですよ。状況説明書は、この中で書けということになっているんだけど、どういうことを書くかということ、税務課納税係との協議内容など書いておるんですよ。現在の状況について、記入してください。納税係と何ら協議を行っていない場合は、速やかに協議を行い、その内容について記入してくださいと。だから、どういうことになっているんですかね。被保険者としては、税務課とこの話をする。市役所と話していると思いますからね。あるいはしてないかもしれませんが、また別の市役所の聞きなれない名前のところから書いて出してくれというふうに言われる。これは、税務課との関係は、医療保険課はどうなっているんですか。

○医療保険課長

税務課との関係でございますけれども、国民健康保険税につきましては、賦課決定等は医療保険課が行っております。ただ、収納でありますとか、納税指導でありますとか、そういった業務の全般は、税務課のほうで行っております。ですので、分納の誓約状況でありますとか、その全く連絡がとれていないとか、折衝の状況とかいうようなことは、医療保険課のほうでは詳細につかんでおりませんので、資格書を発行すべきか、保険証を発行できるのかというような状況を、本人を通じて報告いただくというのは必要かなと思っております。

○川上委員

質問の仕方を変えましょう。これ何のために出すんですか。この状況説明書を出してくださいという通知。

○医療保険課長

何のためといいますと、資格証明書を出すべきであるか、保険証を出せるケースであるのか、そういった特別な事情について判断するための材料というところでございます。

○川上委員

その特別な事情に該当するかどうかについてと言うけれども、本人の健康状態のこととか、家庭の家計のことの問題とか何もないんですよ。税務課と話したかということですよ。何か特別な事情の項目として、何とかかんとか、項目とか別に書いているわけじゃない。ご本人は、これを書いたらどんなことになるのかもわからないでしょう、これでは。何のために、これを出すか住民はわからないですよ。被保険者は。これを出さなければどうなるかはわかる。ああ脅されたなという感じがしますよ。取り上げますよと。取り上げで終わらないからね、差押えが来るわけだから。だけど出したら、どんなことがあるわけかというのがわからないでしょう、わかりますか。

○医療保険課長

ちょっとそれを見て、どうなるかというのは、はっきりとはわかりづらいかもしれません。保険証、医療にかかわるといようなことでございますので、いろんな事情とか、病気であって働けないとか、ちょっと緊急な病気で、すぐに医療機関に行かなければいけないとか、そういったこともありますので、とにかくご相談をいただかないと状況がわかりませんということ

ろから、こういうものを出ささせていただいています。滞納になってから、即それを送るという、それというか資格証明書を送るとかいう、基準はございますけど、それをいきなりやるということではなく、状況を教えていただきたいというような内容になっておりますので、まずそういうのがお手元に届きましたら、ご相談いただければ、状況によっては、それなりの対応ができるというような内容だと思います。

○川上委員

これは、特別な事情を聞き取りたいという意図もあるという趣旨だろうと思うんだけど、今答弁は。しかし、これそのものをもらったのでは、その意図は伝わらない。実際は、もう保険証を取り上げますよと。あなたには4万4700円の滞納がありますからねというだけしか伝わらない。税務課が送ると何ら変わらないわけですよ。だから、先ほどから繰り返していませんけれど、この資格証明書発行に関する国の規定は非常に冷酷です。だけど、先ほど言ったような特別な事情についての考慮はしましようということになっているでしょう。しかし、現実には飯塚市の国民健康保険証発行にかかわる業務の中では、その冷酷な法律の中の特別な事情の規定すらも現実には運用されてないというような心配をするわけです。それで、先ほどの特別な事情のことを考慮すれば、先ほど言っているように、医療保険課が、そういうスタンスに立った仕事の仕方をするというのを徹底していかないといけないんじゃないかと。これは一つの事例だと思います。国民健康保険税の滞納というのは、市民からのSOSだという生計という点からいっても、健康上のことからいっても、受けとめれば直ちに対応して行って、納税相談という形でいくのか、大丈夫ですかということしていくのか、考えたほうがいいと思いますけど。それで今後、今年度速やかに、この辺を改善できませんか。

○医療保険課長

現状、その状況説明書で状況をお伺いするという中でちょっと資格証明書の発行と全く相談がない方については、やはり保険証を出すというような手続は保険税を納めていらっしゃる方とのあれもありますので、いろいろ苦しい中、保険税を納めていただいている方もおる中で、事情はあるにしろ納めていない人と同じなのかというような声も聞くことがございますので、ちょっと、今の状況では、全てご事情を伺うような今のような手続は、よろしいのではないかなとは思っております。

○川上委員

改善したいという答弁ですかね、今のは。

○医療保険課長

ちょっと手続そのものはあれですけども、ご相談を伺う体制につきましては、当課のほうで前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第6号 飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、反対の立場で討論します。理由の1は、国民健康保険税が重いということです。それから2つ目は、保険証の取り上げをやっているということです。しかも、その前と後について、住民の被保険者の健康状態について、ほとんど気にかけていないという、サポートがないということです。それから3つ目は催告状だとかは送るけれども、給料の差押えとか、生活を顧みない徴税のあり方が横行しているということ。それから、しかも4点目には国保会計が他市にほとんど例を見ないくらいのため込み金があるのに、こういうことをやっているというふうになっている点です。最後に、悪質な、本当に悪質だと認定できる滞納者に対しては、その法に基づいて手続をとればいいん



だけれど、窮迫状態にあるかもしれないそういう滞納の方を、一律にその者と同じようにくくって、そして苦しいけども、どうにかして払っているという方たちと対比させて、同じ被保険者の中に分断を持ち込むようなものの考え方、それから説明の仕方は改めるべきだというふうに思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第8号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書325ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4475万7千円とするものです。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入のほうから、ご説明いたします。

329ページをお願いいたします。1款1項、後期高齢者医療保険料、13億6018万2千円につきましては、これは本市が徴収する保険料でございます。徴収率を特別徴収100%、普通徴収を99.1%、滞納繰り越し分を64.88%で見込んでおります。前年度と比較いたしますと、4643万6千円の増額となっておりますが、この主な要因につきましては、広域連合による保険料の軽減特例措置の見直しによる影響が主になっております。3款1項1目、事務費繰入金につきましては、市事務費として4084万4千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割、高齢者人口割をいずれも46.5%、均等割を7%の割合で算出された額、3720万2千円を計上しております。同じく2目、保険基盤安定繰入金、5億108万5千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。331ページをお願いいたします。1款、総務費、1項1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しております。332ページの2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しております。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の予算でご説明申し上げました本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものです。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

後期高齢者医療制度が発足してしばらくになりますけれども、もともと75歳を過ぎると差別的に囲い込んで、医療制度に入れられてしまうと。同じ家に住んでいても、75歳過ぎれば、ほかの世帯員から分離されて、保険料だけは世帯主に請求が行くというような状況になっていると思うんですけれども、後期高齢者とされた75歳の方々の保険料の負担が重いと思いますか。

○医療保険課長

後期高齢者医療制度につきましては、福岡県は福岡県で統一した保険料になっておりますけ

れども、後期高齢者医療の1人当たりの給付費というのが、広域連合の資料を見ますと108万円と高い水準でございます。これを賄うための保険料水準になっているものと思えます。平成29年度から制度開始以来の軽減特例措置が段階的に廃止されていることもありまして、ややちょっと負担に思っている方は、従前より負担に思っている方はふえているのではないかと思います。

○川上委員

年金はふえる方がおるんですかね。年金は減る一方で保険料は上がっていくという状況の中で、この負担を軽減するために、本市としてはどういう取り組みをしていますか。

○医療保険課長

後期高齢者医療制度における負担につきましては、税率とかが決定するのが広域連合ですので、直接はちょっと市のほうでできないんですけれども、県市長会を通じまして高齢者の負担が過度にならないようにということで、以前より要望を続けているところでございます。先日、2月に広域連合議会が行われまして、保険料、令和2年と3年度の保険料が決定しておりますけれども、それによりますと、所得割が10.8%から10.74%、わずかですけど0.06%の減。均等割につきましては、5万6085円から5万5687円、これもわずかですが398円の減額というふうにはなっております。

○川上委員

この高齢者の保険料を、抜本的にというか、大幅に負担を軽減するには、どういうことができるんでしょうか。

○医療保険課長

保険料負担を下げるということであれば、単純に考えますと医療費の負担が下がればいいということなんですけれども、実際、後期高齢者の皆さんが病院にかかる機会が多いというのは、ある程度やむを得ないところがございますので、一応、今の保険料の医療費全体からすると、もう1割、10%でございます。残りの90%のうち半分が現役世代の負担、残りが税金というようなことにはなっておりますけれども、この保険料をこれ以上抑えるとなるとその医療費全体の縮小が難しいということであれば、公費が入ればというようなことにはなると思いますが、今のところ、ちょっと私どもとしては医療費適正化的な取り組みをしていくと。また、広域連合のほうも特定健診などをやっていますので、その辺に協力していくというような対応になるかと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第8号 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について反対の立場です。詳しくは本会議でも述べますが、理由としては、75歳になったからといって、一方的に差別的医療制度に組み込んで、第1.第2に、重い保険料を押しつけているということ、その2点で反対です。事態打開のために、先ほど答弁にありました法制度を改めるという仕事もあると思うんですけれど、公的な財政出動を国、県にしっかり求めていくようにする必要があると思えます。という点では広域連合及びその議会、飯塚市の議員は、上野議長と聞いておりますけれども、そこに対してもその立場で、議会で発言してもらえるように要請などする必要があるというふうに思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 59

再 開 11 : 09

委員会を再開いたします。

次に、「議案第15号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第15号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の421ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1580万8千円とするものであります。前年度と比較して、18万2千円の増額となっています。本特別会計は、筑穂地区にありますうぐいす台団地、大分駅前団地等のし尿及び生活雑排水を処理するうぐいす台団地汚水処理施設の管理運営を行うもので、施設の維持管理業務及び使用料の賦課徴収業務については、企業局へ事務委任をしているものであります。その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず歳入からご説明いたします。424ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります、1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、令和元年度使用料調定実績をもとに、現年度分として1486万7千円、過年度分として15万6千円と見込み、合わせて1502万3千円を計上いたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として10万8千円を、2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として67万2千円を計上いたしております。

続きまして歳出について、ご説明いたします。425ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、325万7千円を計上いたしております。その主なものは、企業局への事務委任負担金283万4千円であります。次に、2目の施設管理費につきましては、1155万1千円を計上いたしております。その主なものは、汚水処理施設の運転にかかる電気・水道料の光熱水費を160万2千円。維持補修費を60万円。放流水の水質基準を遵守し、施設を適正に運転管理するための維持管理委託料を181万5千円。汚泥抜き取り等委託料を275万円。基金に関しては、汚水処理施設整備基金積立金298万円。預金利子積立金で10万8千円及び運用収入積立金67万2千円を計上いたしております。これに、2款1項1目、予備費100万円を加えまして、総額1580万8千円でございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

まず、加入世帯数の動向をお尋ねします。

○環境整備課長

令和2年度1月末の戸数で332世帯となっております。近年、横ばいといいますか、増減はほとんどあっておりません。

○川上委員

ピークは何年で、何所帯ぐらいかわかりますか。

○環境整備課長

ピークの年度はすみません、把握しておりません。

○川上委員

この施設を導入したときの適正規模というか、その安定経営に必要な世帯数の設定は幾らかわかりますか。

○環境整備課長

施設導入時の検討内容については把握できておりませんが、現状では若干毎年積み立てができていくような現状で推移をしているところでございます。

○川上委員

その数字はわからないようにできているんですかね。調べればわかるんですか。

○環境整備課長

この施設ができたのは昭和56年になりますので、筑穂町時代で設置したものでありますので、資料等が残っているかどうか、ちょっと調査してみないとわからないような形です。私が見る限りでは、その資料はちょっと目にはしていません。

○川上委員

私が気にしているのは、出発のときの計画、加入所帯数というか、それを今下回っていて、施設維持をしているということであれば、仮にそうであれば、この所帯が当初計画よりも大きい負担をしているのではないかと。そここのところを聞きたかったわけです。仮にそうだとすれば、その上でなおかつ一定の積み立てを出しているということになってくれば、加入所帯の負担は二重の意味で重くなっているかなと心配したわけです。答えることができますか。

○環境整備課長

申しわけありませんが、その辺の数字については把握ができておりません。

○川上委員

委託が幾つかあります。この委託は、どういう業者の選び方をするんですか。

○環境整備課長

詳しい資料を今持ち合わせておりませんので、入札方法については、ちょっと今お答えすることができません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:18

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

一旦、この議案を保留しまして、次の議案に移りたいと思います。

「議案第26号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第26号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。議案書17ページをお願いいたします。住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票の写し、除票の記載事項証明書、戸籍の附票の除票の写しの交付に関する規定が設けられたことに伴い、関係規定を整備し、これらの交付にかかる手数料を定めるため、飯塚市手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。本条例の主な改正内容につきまして、飯塚市手数料条例別表第2条関係のうち、第5号、住民基本台帳法の関係で、これまで住民票の除票の写し、除票の記載事項証明書、戸籍の附票の除票の写しの交付には法的な取り決めがなく、住民基本台帳法に規定する住民票の写しの交付等に準じた取り扱いを行っておりましたが、今回、住民票基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し、除票の記載事項証明書、戸籍の附票の除票の写しの交付に関する規定が新設されたことに伴いまして、これらの交付に係る手数料を

規定するものでございます。なお、規定いたします手数料は、住民票の写し、記載事項証明書、戸籍の附票の写しの交付の額と同額としております。以上、簡単ではございますが「議案第26号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

今回、新たに幾つか整備されるわけですが、こちらの分は、コンビニでも取れる形になるんですか。

○市民課長

除票の分につきましては、コンビニでは取れません。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第26号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第29号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の28ページをお願いいたします。今回の改正は、本年10月から本市の子ども医療費に係る助成対象年齢の拡大を行うものです。具体的な内容につきましては、外来にかかる医療費の助成対象を小学校6学年修了前から中学校第3学年修了前までに拡大するものです。詳細は、新旧対照表で説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。第2条第1項第1号イにおいて、12歳を15歳に、同号ウにおいても同様に、12歳を15歳に改めるものです。またあわせまして、文言の整理としまして、第2条第2項第2号の飯塚市重度障がい者医療の支給に関する条例を飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に、第12条の「又は担保に供し」とありますのを「担保に供し」とするものです。施行期日は、令和2年10月1日からとしております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この措置に必要な財源は幾らでしょうか。

○医療保険課長

試算によりますと、年間でございますけれど3千万円ほど必要となっております。

○川上委員

この3千万円は、手当をどこからするようになっていますか。

○医療保険課長

令和2年度予算におきましては単費。もちろん10月施行でございますので、実際には1千万円ほどにはなりますが、単費で賄います。

○川上委員

この措置に関して、国のほうから何か言ってきていないですか。

○医療保険課長

国のほうからは特段ございませんけれども、県のほうでございましたら、令和3年4月から通院の助成の範囲を中学生まで拡大するというふうになっております。県のほうは自己負担が当市の基準とちょっと違う1600円を示されていますので、少し高いようではございますけれども、この基準により、来年4月から施行されれば県基準の分の半分につきましては、補助が県のほうから出されるというふうになっております。

○川上委員

国から何か言ってきていないかと言った意味は、子ども医療費の単費による対象拡大について、ペナルティーをかけてくるということがあるのではないかと思ったから聞いたんですよ。それはどう考えていますか。

○医療保険課長

委員がおっしゃっているのは、国民健康保険の交付金ですね。市町村単独事業に係る交付金のカットのお話だろうと思います。特に言ってきていることはございませんけれども、当然市独自で窓口負担を助成する制度を拡充しますとカットの対象にはなろうと思います。

○川上委員

この場合、どのぐらい交付金が減額になりそうですか。

○医療保険課長

ちょっとこの出し方と申しますのが、実際まだ試算をしておりませんので、ちょっと数字をお出しできないんですけれども。ちょっと確たる数字が出ません、申しわけありません。

○川上委員

それはないというわけではなくて、あるということでしょう。もう一遍ちょっと確認します。

○医療保険課長

あります。

○川上委員

そしたら交付金が、その分減額になる分はどうやって補填しますか。

○医療保険課長

現状、地方単独事業の分の減額措置については、一般会計からの繰り入れをしております。

○川上委員

それは、全額一般財源で補填しているんですかね、完全に。

○医療保険課長

100%、全額です。

○川上委員

今回、中3まで外来で対象者を広げようというのは、どういう動機というか、目的なんですか。

○医療保険課長

近隣の嘉麻市さんのほうで、従前から中学生まで助成をされているというところなんですが、桂川町さんのほうはちょっとまだなんですかけれども、あとちょっと全国の市区町村で調査した資料が出ておりますけれども、中学生修了時までの通院の助成をしている自治体というのがだいたい6割程度。さらに中学生修了時以上ということ、18歳までとかいうケースもありますけど、そうなりますと、9割近くの自治体がされていると。そういった中で、全体的な推進としましては、中学3年生までの通院の助成をするのが、トレンドといいますか、すべきものなのかというような、ちょっと判断をいたしましたので、今回ちょっと費用増は見込まれますけれども、そういうふうにご踏み切ったというところでございます。

○川上委員

飯塚市としてはおくれ気味であったと、追いついた、追いつく方向だという意味合いですかね。きらりと光るといふよりは、追いつきたいという趣旨ですかね。

○医療保険課長

嘉麻市さんは、中学生まで助成が全て自己負担無料ということでございますので、まだ追いつくには至っておりません。同じ生活圏ですので、制度が全部同じほうがいいというのは承知しておりますけれど、費用面とか考えますと、今回につきましては、ちょっとこの自己負担を持ったままで、とりあえず中学生までさせていただくと。中学生の通院助成については、今ちょっと本市のほうでは実績はございませんので、今3千万円と申し上げておりますけれども、それもあくまで推計でございますので、その中学生の助成を実際に始めまして、そしたらどんな状況になるのか。実際、こういう予測よりも少ないかもしれませんし、逆に多いかもしれませんけれど、そのあたりが今後ちょっと方針を決めるのに、また参考にさせていただければと思っております。

○川上委員

今回の財政出動見込みが、それほどでもないという結果が出たら、自己負担軽減を検討しようかなという答弁ですかね。

○医療保険課長

確たることは申し上げられませんけれども、思ったより少なければ、検討は可能かなというふうには思います。

○川上委員

今回、一歩前進なんですよ。遅れたところからの一歩前進だと思うけど。1200円自己負担をゼロ円にするのに、どれぐらいの財政出動が必要かというのは試算したわけでしょう。それはいくらですか。

○医療保険課長

あくまで今回の改正の前の状況から無料化という試算をしたところ、8千万円ぐらいの財源が必要だというふうに試算しております。

○川上委員

それをこの間、一般質問で聞いたんですけど、そうすると、どういう判断ですかね。今回、財政出動3千万円がそれほどかからなかったとしても、8千万円が残るわけではないでしょう。仮に残っても3千万円以下しか残らないわけでしょう。そしたら、今課長が答弁された3千万円で見込んでいたけれど、経験がないからどこまでいくかわからないと。その残り具合によっては、検討を始めようかなということでは、理屈がちょっと立ちにくいと思うけど。最初から6千万円ぐらいは考えていますよと。7千万円ぐらい考えていますよと、新たな財政出動を。それに3千万円までかからなくて、残る分があるとすれば、それと合わせて8千万円を考えるとことだったら、理屈は立つけど。だから私はちょっと気になるのは、3千万円のうち幾らか残れば検討するというような判断の仕方なのか、それとも8千万円が、そもそもちょっともう手に負えないという発想で今回、自己負担ゼロを見送ったのか、だから、そこのところの判断が聞きたいんですけど。

○医療保険課長

通院助成の見直しに関しましては、試算をしたところ3千万円とか8千万円とかいう数字が出ております。

○委員長

課長、もう少しはっきりとお願いします。

○医療保険課長

今回の通院助成に関して検討する際に、3千万円だの、8千万円だのという試算値が出ておまして、今回、毎年ちょっと8千万円かかるような財源については、ちょっと厳しいだろう

というのが一つあります。範囲を広げれば、先ほど出ておりました地方単独事業の分も上積み  
が考えられますし、ちょっとその試算をしてないのもちょっとどうかと思うんですけれ  
ども。一応、今回、年間3千万円ぐらいの財源であれば、ちょっと当面いけるかなというよ  
うな判断のもとでございます。

○川上委員

自己負担をゼロにすると、国のペナルティーがレベルアップして、重くなるとかありますか。

○医療保険課長

あくまで窓口負担の助成を拡大することによって、医療費がどのくらいふえるかと、その分  
は市町村でかぶりなさいよというような趣旨でございますので、1200円が無料になったか  
らといって、ちょっとそれが明確に幾らふえるとかいうのは、恐らくないものと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、必要な財源については、年間3千万円というお話がございました。それともう一つ、国  
からのペナルティーに関しては、試算はまだできていないという話がありました。この2つ、  
減額については当然のことながら試算ができてないので、予算には反映されていないと思うん  
だけども、3千万円の分については、今回提出されている予算には反映されているということ  
でよろしいですか。

○医療保険課長

年間3千万円でございます。10月施行でございますので、レセプトの請求が2カ月おくれ  
になる関係で、実質4カ月分になりますので、3分の1の1千万円が載せてございます。

○江口委員

1千万円については予算に計上されているということなんですが、当然のことながらペナル  
ティーがあり得るのであれば、それについても当然のことながら、予算に計上すべきだと思っ  
ています。

あともう一点、文言の整理があっているわけですが、条例名の書きかえがあっているだけ  
けれど、これはミスであった、また12条については、又は、又はとなっているので整理をした  
ということよろしいですか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第29号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」に  
ついて、賛成の立場から討論します。賛成という点で言えば、これまでの対象拡大、負担軽減  
の市の子育て世代の皆さんの願いが一步前進したということだと思えます。それで、その  
内容について言えば受診を促進するという方向が前向きに出たと思います。子どもの苦痛を軽  
減し、総医療費の抑制にも実はつながっていくのではないかと期待するんですけど、ただ指摘  
をしておきたいのは、この受診促進の要素を持つ今回の措置があるのに、受診抑制の要素を持  
つ自己負担、700億円の予算規模を持つ飯塚市が、8千万円のお金が出せないということで、  
その受診抑制の要素を残してしまったことについては、早急に解決しなければならない大きな  
課題ではないかということをお願いして、討論を終わります。

○委員長



ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。保留していました「議案第15号」の審査に戻ります。

#### ○環境整備課長

先ほどは申しわけございませんでした。まず、電気設備保安業務委託料ですけれども、指名競争入札で行っております。また、維持管理委託料、こちらのほうは随意契約で行っております。この随契の理由としましては、夜間及び日祝日の対応業務が市内業者がいいということで、随意契約を行っております。また汚泥抜き取り等委託料に関しましても、随意契約を行っております。こちらが大分地域での汚水収集許可を受けている業者はここ1者ということで、随意契約を行っております。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第15号 令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 財産の譲渡（牟田集会所建物）」及び「議案第38号 財産の譲渡（庄内元吉第2集会所建物）」以上3件は、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○人権・同和政策課長

「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 財産の譲渡（牟田集会所建物）」及び「議案第38号 財産の譲渡（庄内元吉第2集会所建物）」とは、関連がありますので、一括して補足説明のほうをさせていただきます。

まず初めに、議案第37号、38号から説明させていただきます。議案書の89ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画に基づき、集会所の管理運営、利用実態を踏まえ、地元と移譲協議を行った結果、協議が整いましたので、集会所を無償で譲渡することについて、提案するものでございます。議案書89ページには、牟田集会所建物の移譲について、譲渡する財産、譲渡の相手方を記載し、議案書90ページのほうには、牟田集会所の位置を記載しております。次に、議案書91ページをお願いいたします。議案書91ページには、庄内元吉第2集会所建物の譲渡について、譲渡する財産、譲渡の相手方を記載しております。議案書92ページをお願いします。議案書92ページには、庄内元吉第2集会所の位置を記載しております。集会所は、それぞれ牟田集会所が昭和57年に、庄内元吉第2集会所は昭和54年に建設されております。

次に、「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」について、説明させていただきます。議案書の31ページをお願いします。本議案は、先ほど説明させていただきました集会所の譲渡に関連し、飯塚市集会所及び生活館条例にあります別表について、

譲渡を行う集会所の項を、削除するものでございます。議案書32ページをお願いいたします。議案書32ページには、条例別表の新旧対照表をつけております。旧の欄にあります牟田集会所及び庄内元吉第2集会所の項を新の区分において、削除しているものでございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 財産の譲渡（牟田集会所建物）」及び「議案第38号 財産の譲渡（庄内元吉第2集会所建物）」、以上3件について、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市協働のまちづくり推進条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第31号 飯塚市協働のまちづくり推進条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の33ページをお願いいたします。本案は、本市における協働のまちづくりを推進するため、その基本理念を定め、市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の役割を明らかにし、協働のまちづくりにかかる市の支援等に関し、必要な事項を定めるものとして提案いたします。

本条例の概要につきまして、ご説明いたします。本条例は、前文及び第1章から第5章までの章立てとし、第1条から第17条までの条文構成となっております。まず前文におきまして、市の現状や課題、この条例における協働のまちづくりの考え方を記載しております。次に、34ページをお願いいたします。第1章総則は、この条例の目的、定義、基本理念、条例事項の尊重について、第1条から第4条までで構成しております。次に、35ページをお願いいたします。第2章は、市民等、活動団体、及び市の役割として、協働のまちづくりの担い手である市民等、自治会、まちづくり協議会、地域活動団体、市民活動団体、市の役割について、第5条から第10条までで構成いたしております。同じく35ページ、第3章は、協働のまちづくりとして、協働の推進、人づくり、情報の共有、市職員の意識及び参加推進について、第11条から第14条までで構成されております。次に、36ページをお願いいたします。第4章は、飯塚市協働のまちづくり推進会の設置等について、第15条に条文化しております。第5章は、雑則として本条例の見直し、委任について、第16条、第17条に条文化しております。最後に、議案書の36ページの附則、37ページの資料、新旧対照表におきまして、本条例の策定に関しまして、市の附属機関として設置してました飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会の調査、審議が終了いたしましたので、飯塚市附属機関の設置に関する条例を一部改正し、飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）の策定に関して、調査審議することを削除するものでございます。以上簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

経過については、事前に勉強するところもありましたけれども、改めて条例案提出に至る過

程、策定委員会の設置から、どういう議論してきたのか、まず流れる的なものを教えてもらえますか。

○まちづくり推進課長

本条例の策定に至ります経過といたしましては、策定委員会で5回ご審議をいただきまして、条例について答申をいただきまして、最終的に本議案を上程させていただいております。

○川上委員

策定委員はどういった方々で構成されていますか。

○まちづくり推進課長

学識経験者、それからまちづくり協議会関係者、また自治会連合会関係者、それから地域活動団体、市民活動団体のほうから選出をさせていただきまして、あわせて公募委員2名、15名で構成しておりました。

○川上委員

公募委員の方は別にして、その他の方々がどういう立場の方がなっておるか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

公募委員以外の方につきましては、学識経験者が、NPO法人ミディエイト代表者、また自治会連合会から4地区の代表の方、まちづくり協議会から3地区代表の方、またNPO法人人権ネットの代表の方、いづか男女共同参画ネットワークの代表の方、また飯塚青年会議所から選出の方、社会福祉協議会から選出、常務理事。あとはNPO法人につきましては、NPO法人の住学協同機構筑豊地域づくりセミナーつなぐカフェ@飯塚運営委員会から、近畿大学の産業理工学部の学生さん、また小中学校PTA連合会から、お一方となっております。

○江口委員

今、構成メンバーの紹介があったんだけど、ある意味というか、新しい分野の条例を制定するわけですよね。その条例の制定に当たり、参考資料が何も示されていないというのはいかかなものかと思っています。資料要求をお願いしたいんですが、今回の策定委員会の委員の一覧、そして詳細な会議録、そしてパブリックコメントをやられたと思うので、パブリックコメントの内容、そして条例作成に当たり、使用した参考文献であるとか資料。あわせて、他市の同様な条例との条例の比較表、それと昨年度、NPO等の会議をやられたとお聞きしております。その会議録及び資料。それと、この条例については逐条解説をつくっているのではないかと思いますので、その逐条解説。以上、7点の資料を提出していただけるよう、委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○まちづくり推進課長

はい、できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

○委員長

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

要求のありました資料は、サイドボックスに掲示しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料提供ありがとうございます。本来でありましたら、事前に執行部側から、こういった資料が提示されるべきだと思っております。条文について、少しお聞きいたします。まず、定義についてなんですが、定義の中で、まず1号、協働とあります。この中で、「市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重のもと、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことをいう」とございます。対等な関係となるようであるわけですが、ある意味、市民等というよりも市民と市が対等な関係というのは、果たしていかなるものかと思われる部分があるかと思えます。市民は主権者であり、市は、その主権者に対して、ある意味、そこを支援するというか、支える役割であります。ここに対等な関係となるようというふうな規定がありますが、これは、いかなる考えを持って書かれているのか、お聞かせください。

○まちづくり推進課長

本条例につきましては、協働のまちづくりを推進していく上で、質問委員が言われますように、定義づけを行っております。この定義づけの中で当然、協働、市民等、地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会を定義づけしております。そうした中で、質問委員が言われますように、市民はその対等な関係という形の分ではないのではないかというご質問でありますけれど、協働のまちづくりを推進していく上では、定義づけをしております市民等の中で、市民も包含されています。そういった意味にもおきまして、協働のまちづくりを推進していく上では対等という形で位置づけているような状況でございます。

○江口委員

いや、理屈になっていないと思うんですよね。協働のまちづくりだから対等なんだということにはならないのではないかと思うんですよ。指摘をしておきたいと思えます。次に、2号で市民等とございます。市民等の中で、アに関しては、まさに市民を指しているのだと思えますが、イないしウで、事業所であったり、団体であったり、そしてまた通勤・通学の方まで広げるわけです。ここまで、この協働のまちづくりといいますますが、この条例で定める必要性は、なぜここまで広げたいと考えたのか、お聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

協働のまちづくりを推進していく上で、当然主体となるのは市民、それから定義づけしております地域活動団体、市民活動団体でございます。市民等の定義づけにつきましては、委員ご指摘の市内の事業所、また事務所、そしてそこに勤務する者、また市内に存する学校に在学する者と、具体的に定義づけをしております。現在のような協働のまちづくりを推進していく上で当然、市民活動団体も、さまざまな活動をされておりますが、中には飯塚市に勤務されておられる飯塚市以外の方、また学生の方々も、地域のそれぞれのまちづくり活動等に参画されております関係から、定義づけとしましては市民等の中に入れていただいております。

○江口委員

もちろん参加している方もおられれば、片一方では参加していない方もおられるわけです。その中で、こうやって市民等とひとくくりにして、この後に出てくるように努力義務等を課するというふうな形は、いかなるものかと言わざるを得ません。次、3号の市については、市長その他の執行機関をいうとございます。協働のまちづくり、ないしまちづくりに関連する部分で、ここは、なぜ執行機関だけなのかというのが、疑念が湧いてまいります。私ども議会は、執行機関ではありません。ということになると、この条例でいうところでは、議会は、このまちづくりにおいて、何らプレーヤーとしての位置づけは必要ないという理解でよろしいですか。

○まちづくり推進課長

今回の本条例につきましては、あくまでも市と市民等、活動団体等のルール化を目的としております。議会について条文化するという事までは考えておりませんでしたので、今回、執行機関、市の定義づけには入れていない状況でございます。

○江口委員

つまり議論の中で出てこなかったもので、このようにしているということによろしいですか。

○まちづくり推進課長

先ほども答弁いたしましたけど、この条例をつくる上において諮問した中で、そういう部分の議会の部分については、触れられていなかった点もありますし、あくまでも、この本条例につきましては、市と市民等、活動団体等のルール化について、理念的に条例として制定するものと考えております。

○江口委員

今の発言の中では、諮問の段階でというお話がございました。今回、先ほど提出していただいた資料の中で、この諮問の部分は出てくるという理解でよろしいですか。もし出てこないのであれば、改めて大変申しわけございませんが、資料としてお出しいただきたいと思っています。

○まちづくり推進課長

先ほど資料要求が入った分には、諮問書自体は入っておりません。

○江口委員

委員長、大変申しわけないんですが、今の諮問に関する文書について、改めて資料要求をさせていただきますと思います。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○まちづくり推進課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

○江口委員

次に、4号、5号で地域活動団体並びに市民活動団体とございます。これらの文章を見ても、果たしてどんなものが入るんだろうというのが、わからない部分があるので、どのようなものが入って、どのようなものが入らないのか、それを例示していただきたいと思っています。あと4号、5号ともに、4号では後段に「市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう」とあります。5号では、「NPO、ボランティア団体その他の市民の自主的な活動により」という文言がございます。この文言を読む限りでは、市民からなる団体というふうに読めるわけですが、そのような理解でいいのかどうか、お聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

まず地域活動団体の自治会、まちづくり協議会という形の定義づけをしている部分で、その他の部分の組織という形の部分におきましては、自治会、まちづくり協議会、校区地区社協、子ども会、婦人会、またそれ以外のさまざまな地域で活動している団体という形の部分で考えております。次の5号の市民活動団体につきましては、市民活動団体につきましては、テーマ型の団体でございますので、NPO、ボランティア団体その他市民の自発的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした団体という形で考えております。例をあげますと、福祉

ボランティアの団体、環境ボランティアの団体、サークル、実行委員会等があげられると考えております。次に、市民活動団体の市民という定義の部分になります。この地域活動団体、市民活動団体の定義は、あくまでもその目標、活動の趣旨に賛同する方々で構成される任意団体と考えております。この部分につきましてはの定義づけでは、市民の方にわかりやすい表現で市民という形で考えております。この部分につきましては、市外の方を除外するという形では考えていない状況でございます。

失礼しました。先ほどどういう団体があるかというご質問でございますけれど、逐条解説案の中に、お示しをさせていただいております図式化をしている分を参考に見ただけであればと思っています。13ページ、市民活動団体、それから図2になります市民活動団体、地域活動団体、ここにどのような団体が含まれるのかというのを、例示としてあげさせていただいております。

○江口委員

先ほどお聞きしたのは、入るものの例示もなんですけれど、入らないものの例示、どういったものが入って、どういったものが入らないのか、4号、5号ともですね。それがもう一つと、今、市民活動団体については、市外の方も含まれるというお話がございましたが、果たして、この書き方でその読み込みができるかどうかについても疑問が残っています。もう1点、その前の地域活動団体に関しては、市民のみというふうな理解なのかどうか答弁なされていなかったと思います。その点をお聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

申しわけございません。地域活動団体の市民の言葉の使い方につきましても、市民活動団体の中で当然、地域活動団体をされているエリア型の団体におきましても、一部市外の方も参画されておられる状況も考えております。そういった意味で、この分につきましても市外の方も包含するという形で捉えております。地域活動団体、市民活動団体に入らない団体の例示という形で、個別にどういう団体ということでございませぬけど、ここにお示しさせていただいておりますのは、お互い公益の増進を目的としている団体以外のものについては、そういう定義から外れるという形の認識でございます。

○江口委員

公益の増進を目的としているというところなんですけど、それぞれ団体に関しては、それぞれ固有の目的を持ってやっておられるんだと思います。その中で、公益の増進というふうなくくりでやったときに、NPOであったりとか、ボランティア団体に関しては、全て含まれるという理解なのか。それともNPO、ボランティアの中でも、これこれこういうところは入るんだけど、これこれこういうところは入らないんだよというふうな形なのか、そのあたりいかがですか。

○まちづくり推進課長

NPO、ボランティア団体等におきましても、公益全てが対象となるものでないというふうと考えております。公共の福祉、公益の増進に寄与する団体という形で対象と考えております。

○江口委員

例えば、どういったものが入らないと思われませんか。

○まちづくり推進課長

さまざまなボランティア団体、それからNPO団体があると思いますが、あくまでも趣味、それから私利私欲の活動をされているような、そういう団体は、ここでいう団体から除外されるという形の認識でございます。

○江口委員

次に、同じく6号なんですけど、まちづくり協議会に関しては、ここは12地区に設置された交流センターを拠点としてというふうな形で、はっきり12地区と書いてあるんですね。まち

づくり協議会のサイズを、市が決めるのだろうかと思うわけです。まちづくり協議会自体は、そういったのは仕組みとして非常に必要であるとは思っているんですが、これを、行政がこういうふうな書き方で決めていく形になるのは、いかがなものかと思うんです。例えば穂波に関しては、エリアが大きくて穂波の中でもやはり、2つに分けてはどうだろうかという議論があるやに聞いております。そういったことを考えると、ここの書き方については、そうではない形があり得ると思うんですが、そういった議論はなかったんでしょうか。

○まちづくり推進課長

議論につきましては、飯塚市の交流センター設置条例等を引用するほうがいいというご意見等もありました。最終的には、市内12地区に設置された交流センターを拠点という形で定義づけをしております。本条例におきましては、市内12地区に設置された交流センターを拠点として明記しておりますが、実態としては12地区のまちづくり協議会でございます。しかしながらこの拠点という部分については、まちづくり協議会が12というイコール定義という形では考えていない状況でございます。

○市民協働部長

申しわけございません。ここの表記については、あくまでも12地区に設置された交流センターという形でいたしておりますので12で、12のまちづくり協議会という形での定義ではございませんので、よろしく願いいたします。

○江口委員

であるならば、もっとわかりやすい書き方が必要であったと思いますよ。ここの定義の中で、後段の部分、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会をいうとあります。ここは団体なんです。今まで市側は活動団体として、4号、5号を合わせて活動団体というお話をされてきたわけです。ここをあえて活動団体ないし地域活動団体もしくは市民活動団体、単体ではなく、ここを団体とされている理由はいかがなものでしょうか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の参画団体には、当該地区の全ての活動団体等が入るものでないという形の認識をしております。したがって、同じ協働のまちづくりを目的とする活動をする団体、活動に賛同する団体という意味で、こういう形で定義づけをさせていただいております。

○委員長

追加で要求がありました資料は、サイドボックスに提示してありますので、ご確認ください。

○江口委員

今お話では、4号の地域活動団体、5号の市民活動団体、その中で、このまちづくり協議会に該当しない部分が出てくるので、それを外すために、賛同する団体というふうな形で整理したというふう聞こえるわけですが、そのとおりでよろしいですか。

○まちづくり推進課長

先ほど答弁いたしましたように、あくまでも活動に賛同する団体という形で捉えております。

○江口委員

今のお話では活動団体並びに地域活動団体、市民活動団体以外も含まれるということよろしいですか。

○まちづくり推進課長

おおむね地域活動団体や市民活動団体が参画団体という形になろうかと思いますが、それ以外の賛同する団体も当然含めるという形で、定義づけをしております。

○江口委員

例えば、どういった団体になりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:22

再開 13:25

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

申しわけございません。ここでいう活動に賛同する団体というのは、私どもの想定としては、地域活動団体それから市民活動団体の中で、賛同する団体というような捉え方にいたしております。

○江口委員

逐条解説を見ても、そうしか読み込めないんです。そのとおりだと思っています。次、いきます。2章、第5条に関しては、市民等の役割として、2つの項が提起されています。ここは非常に大きな部分であると思っています。まず、1項の部分、「市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする」とあります。これに関しては、ここが市民はと書いてあれば、狭義の市民と書いてあれば、私はそのとおりであると思うんですが、ここに「市民等」と書いてあり、通勤・通学者まで含むわけです。市民等は、みずからがまちづくりの主体であると書いてあるわけです。これは広げ過ぎではないかと思うんですが、このように書くに至った経緯をお聞かせください。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、市民だけでなく市民等も主体という形で考えております。主体という定義につきましては、みずからが主体的にまちづくりの認識を持っていただきたいという意味で考えております。実際に市内に勤務されている方におかれましても、各地区で協働のまちづくりの推進に努めておられる方もおられます関係上、市民等という形でくくっております。

○江口委員

広げ過ぎではないというふうなことで、考えておられるということですか。

○まちづくり推進課長

はい、そのように考えております。

○江口委員

やっぱり飯塚市は、通勤・通学者に、あなた方はまちづくりの主体なんだよ、関心持って考えて、自治会活動等に努力してくださいというところまで、お話をするということですか。

○佐藤委員

まちづくり団体に私も参加させていただいているんですけども、その中には学校の先生方も入りますよね。その先生方は、当然居住地が飯塚市以外の方もいらっしゃいます。それで一生懸命手伝ってくれておられる方もいらっしゃいます。私はそういう方々も指すんだろうと思って、これは思っていましたけれど、そこの辺、どうなんですかね。

○まちづくり推進課長

先ほどの江口委員の質問でございますけれど、繰り返しになりますが、そういうふうには考えています。また佐藤委員のご質問につきましては、先ほども言いましたように、学校の先生も当然、市外の方で学校に勤務されておられる方もおられますし、学生の方でもそういう方がおられます。そういう方も主体的にまちづくり、協働のまちづくりを推進していただいているという観点で市民等という広くくりにはさせていただいております。

○江口委員

2項に関しては、「市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする」とございます。となると、先ほど同様、自治会加入に関して、通勤・通学者に関しても、努力義務を課すという形になりますが、これは妥当ですか。



○まちづくり推進課長

この条文につきましては、「市民等は、自らが居住する区域の自治体加入に努めるものとする」という形で努力規定でございますが、質問委員が言われますように、学生までかというご質問でございます。当然、学生につきましては、それ以外の市町村で、自治会の加入に努めている状況もあろうかと思っておりますので、我々としましては、市民等のくくりの中で、一体的に自治会加入の認識を持っていただきたいという意味で、2項に定めさせていただいております。

○江口委員

この部分に関して、策定委員会での議論はどのようになっておられましたか。

○まちづくり推進課長

策定委員会の中では、るるご意見をいただきました。そもそも、この条文を入れる必要があるのかというご議論もありました。また自治会加入が今、低下していく中、市としても、ぜひこういう自治会加入の促進に努めるような条文をもっと強めに入れてほしいというご意見もありました。最終的には5回目の策定委員会の中で、やはり入れるべきだという形の中で、最終的には、策定委員会でも決定した状況でございます。

○江口委員

私、全部ではないんですが、何回か傍聴させていただきました。議論があったのは、そのとおりであったと思いますが、そこでの議論は、自治会加入に努めるものとする、市民に対して、関してというふうな観点での議論であったのではないかと考えております。この市民等にまで広げるという議論は、どこにあるのか、また後で結構ですので、会議録をお示しいただきたいと思っております。私自身としては、これを市民等にまで広げるのは、不適當であると考えています。次にいきます。第6条、自治会の役割に関して書いてありますが、自治会の役割、やっぱりこれ最後のところで協働のまちづくりの推進に努めるものとするとあるんです。私は自治会の役割というのは、その地域のまちづくり、課題解決に努めるのがその役割であって、ここに、協働まちづくりの推進に努めるものとすると書いてあるところに関して、ちょっと違和感を感じるわけですが、そのあたりに関しては、どのような理解で書かれたんでしょうか。

○まちづくり推進課長

当然、自治会は小さなエリアのエリア型の任意団体でございます。しかしながら、自治会におきましても、自治会内だけでなく、他の自治会と連携したりとか、いわゆる地域のまちづくり以上に、協働まちづくりに資するような活動をされている自治会もございます。そういった意味も含めまして、協働のまちづくりという形の部分で示させていただいております。また、この分につきましても、策定委員会の中で、条文の統一という観点のご意見もありまして、その分を含めて、最終的には協働のまちづくりという形で入れさせていただいております。

○江口委員

今お話になったことが、次の7条、8条、9条にも、後段に書かれているということなんでしょうと思いますが、いかがなものかなと思う点もございます。次に第7条に、まちづくり協議会について書いてあるわけですが、この中で、「その地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り」というふうな形で書いてあります。構成団体というのは、基本内部の団体ですよ。そう考えると、ここに構成団体というふうな形での記載があるのはおかしいのではないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の設置の経緯の部分から、過去の経過から、まちづくり協議会といいますのは、地域の中にある各種団体の活動、個々の活動をお互いに連携して、調整して団体間の連携、連絡調整、その地域の課題、問題解決の方針を決める際の枠組みという形で設置した経緯がございます。そういった経緯も踏まえまして、いろいろな団体と連携していこうということで、参画団体でありましても連絡調整をしていく組織というふうに位置づけております。

○江口委員

このまちづくり協議会に関して、まちづくり協議会とはそもそもどういったもので、どういった方々を構成メンバーとして、その参画する権利等々に関しては書かれていないわけです。構成メンバーについては、定義の中で一部、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体という形はあるんですけど、そもそもまちづくり協議会とはというところについての記載をすべきであると思うわけですが、その点についての議論はなかったのでしょうか。

○まちづくり推進課長

設置当初、準備会のおきからそういう形の部分で、市としましては参画団体の例示とかはお示したところで設置に至ったということはお聞きしております。しかし画一的に、市のほうでこういう団体という決めつけたような組織構成ということは考えておりませんでしたので、それぞれ地域性によって各地区で構成団体は変わっている状況でございます。

○江口委員

それこそ、メガソーラーの関係の話の中で、幸袋地区のまちづくり協議会の話が一部問題になったことがございます。そのとき、あれっと思ったのは、地域の方々が、まちづくり協議会の資料を見せていただきたいというお話をしたときに、いやそれはという話があったということのを漏れ聞いています。確実かどうかわかりません。ただ、そのまちづくり協議会が地域の市民等からなる部分であるものでなくてはならないと思っているんです。そうするとその部分に関しては、まちづくり協議会とは、これこれこういうふうな形であってしかるべきというのに関しては定めなくてはならないのかなと思っています。そうでないと、例えばもう本当に任意団体で、それぞれ地域の中の、ある意味一部分だけがやっておられたというふうな形になると、そこに対して市としては、今それこそまちづくり協議会に対して補助金とかも結構出しておられますよね。まちづくり協議会単位で地域のことをやっていただきたいという形で進めているわけでしょう。そしたらなおさらのこと、そのまちづくり協議会が、きちんとした団体として、開かれた団体として存在することが必要だと思うんです。富士市の条例があります。富士市の条例では、第6条でまちづくり協議会の組織等として、「市民等は、地区まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、各地区において、自主的にまちづくり協議会を組織するものとする」、2項として「まちづくり協議会を組織するに当たり、必要な事項は次のとおりとする。（1）地区における相当数の市民をもって構成されていること。（2）規約を定めていること。（3）規約等の変更、役員を選任その他の重要事項を民主的な手続により決定することが規約等に定められていること。（4）まちづくり行動計画（地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めた計画をいう。）が策定されていること。」とあるんです。このような形をきちんとつくって、まちづくり協議会というのは、地域のために必要なだけけれど、そのためには最低こんなことをやっていただきたいというのは定める必要があると私は思うのですが、そういった議論はなかったのでしょうか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますような議論につきましては、まちづくり協議会の細部まで細かくこの条例の上でお示しするのはどうなのかというご意見は出ておりました。今までのまちづくり協議会設立以降の経過としましても、当然、市民に開かれた協議会という形で、市と対等なパートナーというか、位置づけの中で話はさせていただいております。現在のところ、各まちづくり協議会につきましては、規約等の中でそういう詳細につきましては、それぞれ定められておりますので、その中で活動されているという状況でございます。

申しわけございません。1つ申し忘れておりました。平成25年10月に「新しいまちづくりに向けて（第1版）」という冊子を作成しております。当然、この冊子につきましては、協働のまちづくりを推進していく上で、まちづくり協議会の基本理念とか、また位置づけ等については、お示しをさせていただいております。その中で、参画団体の例としましてもあげてお

りますし、そういうものを参考にまちづくり協議会は組織されているという形で認識しております。

○江口委員

それこそ、そういった冊子があるのであれば、そういった部分で特に大切な部分に関しては、きちんと条例中でうたい込むべきであると思っています。次に行きます。第10条、市の役割とございます。「市は、市民等及び活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする」、これに関しては必要な施策というのは、こういったものを想定されておられるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

必要な施策ということでございますが、後づけになるところもありますけれど、この施策につきましても、大枠で言いますと、人・もの・金という形の部分があると思います。交流センター化につきましても、活動拠点となる交流センターを整備しているという分は、この中の一つというふうに考えております。また、各地区まちづくり協議会等で人材育成という形の部分で、事務局員養成的な部分で、地域づくり推進員を配置して、次世代の事務局員になっていただくような施策も講じているところです。それ以外に施策と申しますか、支援になるところもございますけれど、当然、まちづくり協議会に対する補助金交付、また買い物支援対策とか、地域課題に対する施策、支援についても、施策の一つとして考えております。

○江口委員

今のお答えは、2項についても重ねて、そこまでも含めた上での答弁だったと思うんですが、今言われた支援というのは、この条例がなくても可能であると思いますし、既にやっておられるのではないかと考えているんです。それについてはいかがですか。

○まちづくり推進課長

確かに、この条例がなければできないというわけではないというふうに認識しております。この条例があってできる施策というのは、できるというか、今後施策として考えていく部分につきましても、協働のまちづくりを進めていく上では、現在、市民交流プラザの機能、ボランティアセンターとしての機能をより協働のまちづくりが促進できるような、そういうような部分は今後施策として考えていきたいと思っています。あわせまして、政策上でいくと、この条例のもとに来年度から飯塚市協働のまちづくり応援補助金を、新たな施策として講じていきたいと考えているところでございます。

○江口委員

今の答弁は、この条例がなくてもできるし、やっているというお話だったかと思います。最後の中で、新しい補助金のお話をなされましたが、その新しい補助金にしても、この条例がなくてもできるという理解を私はしておりますが、市としては、この条例がないとできないというふうな形で考えておられるのか。それとも条例がなくてもできるんだけど、それを補完する意味でも、この条例をと考えているのか、どちらになるかをお聞かせください。

○まちづくり推進課長

先ほどの新設する補助金につきましても、この条例がなければできないということではないというふうには思っています。しかしながら、現在までまちづくり協議会も、5、6年活動されてきている中で飯塚市としましては、協働のまちづくりを推進していく上で総合計画の中でも大きな施策として掲げております。今後、市民意識の高揚も含めて、さらなる協働のまちづくりの推進に向けて、この条例を制定いたしまして、まちづくり協議会、自治会をもとより各種活動団体に対しましての支援ができるような条例という形で認識しておりますので、この分については、そういう形でご理解をお願いしたいと思います。

○江口委員

この2項では、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対しというふうな形で、

あくまで、この活動団体に限定をして支援を行うものとするとうございます。片一方で、プレーヤーとしては市民等というところがあるわけですが、市民等は欠けているんですが、そこに対する支援はなされないという理解でよいのか。もう一点、そういうことを考えると、この活動団体というのは、どのぐらいの規模から活動団体として見るのか。あるところの部分では、例えば何人以上というのを、ある程度縛りをかけて、そういったことに関しては登録することができるよというふうな形があるんですが、そういったことについては、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

#### ○市民協働部長

まず、市民等に対しての施策的な支援の方策ということになると、これはもういわゆる個人さんという形になりますので、私どもとしましては、いわゆる人材育成とか、そういったところ、後の条文でも出てまいりますけども、そういったところで支援はしていきたいというふうに考えております。規模の分については、想定しているものはございません。

#### ○江口委員

第13条に情報の共有とうございます。「市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりを推進するため、相互に情報を共有することに努めるものとする」、ただし書きがついておりますが、これを読むと市民等、活動団体は、協働のまち推進のために、市と情報共有するように努めなくてはならないよと書いてあるんですよ。ここまで努力義務を課すべきなのかどうなのか疑問に思う点とうございます。他方で、そういったときに、どのような情報を提供していただきたい、提供していただくべきだと考えているのか、その点お聞かせください。

#### ○まちづくり推進課長

情報の共有のところとうございますけれど、協働のまちづくりを推進する上で、あくまでも協働パートナーシップに基づきまして、一緒にまちづくりを進めていこうというふうなことで、この条文につきましても、努めなければならないという形で、強制では当然とうございますが、市民等の情報提供につきましても、市民等また活動団体と連携を図りながら、必要となる情報は提供を行い、また提供を受けてまいりたいというふうなふうに考えております。必要な情報ということ、どういうことかというご質問ですが、やはり協働のまちづくりをしていく上で活動団体、また市民等でいろいろ支障がある。また反対に、こういうところはいいか、よくなっているとかいう、そういう情報については、ぜひ協働のまちづくりを推進していく上で、情報共有をしていく必要があるのではないかというふうな認識しております。

#### ○江口委員

それだけに限定されるように読み込めないなあと思っています。次に参ります。第15条で協働のまちづくり推進委員会の設置等とあるんです。こうやってあるわけですが、この推進委員会が何をするのか、どういった権限を持つのか、どういった委員構成になるのか、その点どうお考えですか。

#### ○まちづくり推進課長

協働のまちづくり推進委員会につきましても、この条例の実効性を高めるため、本市の附属機関として設置をしたいということ考えています。条例の施行後、協働のまちづくりがどのように変化しているのか。また今後の社会情勢の変化に、どのように対応しているのかという検討をしていただき、またアドバイスもいただくような形の機関として考えております。委員構成につきましても、15名以内で学識経験者、また市民や各団体の代表の方々に構成する委員を想定しています。

権限ということとうございますけれど、これは附属機関に設置するという形の部分で、当然、この分につきましても、答申とかそういう部分で、市のほうにいろいろ検討された内容をいただきまして、その分を最終的に市のほうで判断した上で、それについて必要性があれば、その分については実行していくような形にする必要があるというふうなふうに考えております。

○江口委員

もっとはっきり書くべきだと思っています。第16条、条例の見直しとして、「市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする」とあります。ある意味、市長が見直すのは当たり前でして、逆にこうやって書いてあると、条例の見直しは市長の専管事項だよとさえ読めるわけです。当然のことながら条例に関しては、市長が見直すだけではなく、私ども議会も必要に応じて見直しを行います。このような条項については、その他のところに権限を創設するためにつくるものだと考えています。まさにその見直しをするのは、この条例のあり方というところ、この4章のまちづくり推進委員会、まさにここが条例の見直しも含めて、担当事務としてやるべきであると考えています。なぜ、この16条が、このような書き方になったのか。先ほど、私が言ったような議論はなかったのか、その点はいかがですか。

○まちづくり推進課長

この条例の見直しにつきましては、策定委員会の中でも入れるべきというご意見はいただいております。また市長といたしておりますのは、市長に条例の見直しの検討の義務づけをするという意味もございます。また条例の見直しにつきましては、市長の独占的根拠ということではなく、議会での条例の見直しの権利を排除または制限するものではございません。当然、質問委員が言われますように、設置を予定します本条例の推進委員会での意見等も踏まえまして、条例は見直していく必要があるというふうにご検討しております。

○江口委員

当然ながらそうなんですよね。であるならば、ここは市長が見直すのではなく、第15条の推進委員会の事務の一つとして、条例の見直しも事務として書き込む、それが当然だと思っておりますし、市のほかの条例でもそのようになっていると思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど、策定委員の方々はどういった方々かということをお尋ねしました。それはわかりました。それで、私は条例全般について、住民自治への本市の一つの挑戦だというふうには受けとめております。また、今述べました策定委員及び策定委員会には敬意を表したいと思うんです。しかしながら、今から申し上げます幾つかの角度から見た場合に、いかがかということで質問をしていきたいと思っております。

その1点は、法律として正確な文章に、この条例案がなっておるかということです。昼間人口、それから市内法人、事業所、合わせますと、単位としては20万人に及ぶのではないかなと思うわけですが、こうした方々に大きな影響を与える法律をつくらうとしているわけですが、そういった点で言うと、法律としての正確な表現、表記がなければ責任を負えないということに、議会としてはなりません。その点においてどうかということです。それから2点目は、法律・条例として規定するにはなじまない、あるいはもっと言えば、規定してはならないのではないかなと思う面があるわけです。例えば、それは個人が市内にお住まいか、市外にお住まいかということもあるでしょう。それは先ほど江口委員から指摘があったところだと思います。同時に、法人として、非営利法人なのか営利法人なのかということについての見境がないということ、ちょっと言葉が適切ではないかもしれませんが、明確な区別がないところがある。第5条の2項、第6条、第7条、第14条等において、また15条において、そうした指摘ができるのではないかなと思うわけですね。それから、第15条の推進委員会の設置については、私は規定すべきではないというふうに思うんですけれども、中身においても、非常な権限を持って、いわば協働のまちづくりがこうあるべきという号令を発しかねない。本人たちの意図とは別に。そういう危うさを持ってしまわないかな。江口委員も指摘がありましたけれども、何というか、規定も丁寧さに欠けて、どうにでも使えるようなものになっておると

ころが非常に危険だと危うさを感じるわけです。それで全体として、今議会で直ちに、これをこのままの形で法律にしてしまうのは、非常に危険ではないかというような問題意識を持っているわけです。その上で、お尋ねをしていきたいと思えます。

まず、この条例がなぜ必要かについて、江口委員の質問に対して答弁がありましたけれど、いま一つわからないわけです。最初の江口委員の質問、それから最後の締めくくりのあたりの質問に対して、なくてもよいという答弁がありました。なくてもやれるんだということだったんだけど、であればなぜこの条例をつくり、提出しようと思ったのか、お尋ねします。

#### ○まちづくり推進課長

先ほどの江口委員の答弁の中で、この条例がなくてもできることは、市の支援とかそういう部分では答弁をさせていただきましたけれど、協働のまちづくりを推進していく上では、我々としては、この条例は必要という形で目的、また理念にもありますように、市民等、地域活動団体、市民活動団体、また市の役割を明確にして、今までそういった条例整備ができておりませんでしたので、かねてから地域で活躍されておりますまちづくり協議会を中心とした自治会の方々、またそれ以外の活動団体の方々からも、随分前からそういうご意見をいただいていた経緯もございます。そうした中で、先ほどもご答弁させていただきましたけれど、総合計画の中では、大きな施策として協働のまちづくりの推進という施策が掲げられておりますけれど、条例整備には至っていない状況でございました。地域活動をされている、協働のまちづくりを推進されている方々と市とのパートナーシップ的な対等の関係で、協働のまちづくりを推進していく、そういう条例という形で我々としては必要なものというふうに考えております。そういった意味におきまして、さまざまなお指摘を受けておりますが、当然100%の条例ではないという形の考え方は持っております。しかしながら、先ほど申しましたように、協働のまちづくりを推進していく上で、飯塚市としては本条例につきましては、条例、法整備として条例を施行しまして、さらなる協働のまちづくり推進、市民と一緒に、市民活動団体と一緒に、邁進していくような形の部分で、この条例につきましては、そういった意味を踏まえた上で、ご審議をいただいている状況でございます。

#### ○川上委員

よくわからないですね。必要がないということで済ませられるかということ、私はこれは入れるべきではないという指摘をしたところがあるでしょう。これは危険性を指摘しているんですね。確かに、12あるまちづくり協議会について言えば、そこそこで役割を發揮している面もあるわけですが、内部矛盾もあるわけですね。この協働のまちづくり推進条例案が今ある矛盾を克服して、新たな段階に進むのに役立つかどうか、一つの視点ですよ。例えば、幸袋まちづくり協議会は、ノーバル・ソーラーの乱開発、森林法違反ですよ、侵す直前に、今年の4月から侵していくわけですから、直前に、まちづくり協議会の指導部とほかの人が知らないうちに協議をして、紳士協定というようなものをつくり、そして賛助会員になってもらい、そして規定にない賛助会費として800万円をもらう。まちづくり協議会の年間の予算の何倍ですか。こういうような形の中で矛盾が生じ、それだけが理由ではないでしょうけれども、幸袋の住民運動会は、27自治会中9自治会が参加しないと。それだけの理由ではないけれども、自治会を運営できないということで自治会解散というような事態まで生じている、生じようという。つまりここは、先ほど申し上げた非営利団体あるいは営利団体との矛盾、営利団体と非営利団体、あるいは個人との矛盾が少なからず影響を与えている。この事例からいえば、今度の条例が制定されれば、こういうことが回避されるのか。あるいは今後、多々起きていくのか。想像しただけでもわかると思うんだけど、どう思われますか。

#### ○市民協働部長

今回の条例は、もちろん、まちづくり協議会のあり方を定めただけの条例ではございませんので、ここのちょっと今おっしゃられたようなところについての答弁については、差し控えさ

せていただきますが、まず、この条例を策定した理由でございますけれども、もう御存じのとおり、まちづくり協議会というのは、市の政策として地域づくり、人づくり、まちづくりの重要な施策として、合併後から取りかかったものでございます。そして大体、平成24年、25年ぐらいに全ての12地区でまちづくり協議会ができて、それから7年間を経過した中で、まちづくり協議会はできたとしても、市民協働のまちづくりというそもそものルールができてない、それぞれの団体の役割とか、そういうものが整理できていないというようなことについては、いろんな活動をされている方々からも多く意見をいただいております。そういう中で、自治会やまち協、また多くのまちづくり団体で活動に参加されている市民の皆さんの位置づけ、役割を整理して行って、そして市の支援の方向性、市のまちづくりの方向性、いわゆる政策パッケージとかいうものを将来的にはつくっていくための条例として、今回つくっていかうというようなことが私どもの趣旨でございます。きょうもいろいろご意見いただいております。市民等のあり方、市民にしたほうがよかったのか、市民等にしたほうがよかったのかというような、これは委員会の中でもいろいろあったと思います。その中で実態として、自治会もまちづくり協議会についても、その地区の市民の方ではないけれど、企業さんがやっぱりごみ拾いであったり、何であったりやっぱり一緒に参加しているというような実態を踏まえて、ここは市民等にしていこうというようなことにしていっていただくということでございます。ということで、ちょっとすみません、幸袋まちまちづくり協議会のことについての答弁はございませんが、この条例をつくった、私どもの経緯とか考え方というのは、以上でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:09

再開 14:19

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

ちょっと、なぜこれが必要なんですかと。ないならないでもできますと。それから、つくればこういう矛盾は解決できるのか、抑制できるのか、それについては答えられないということなんですけれども、もしノーバル・ソーラーの代表者がまちづくり推進委員会に入って、あり得べからずことだけど、会長とか委員長とかになったらどうなるんでしょうかね。条例の関係ですよ、第15条との関係。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:20

委員会を再開いたします。

○川上委員

非営利団体、営利団体の区別がない法律案が出ているので、状況によっては、先ほど言いましたけれど、幸袋まちまちづくり協議会の賛助団体になっているこの営利団体、ノーバル・ソーラーの代表者が、状況によっては、第15条にある推進委員に市長の手によって任命されて、そして、互選によるのかどうかはわかりませんが、会長あるいは委員長などになるということが起こったらどうなりますかね。この飯塚市のまちづくり推進というのは。

○市民協働部長

まず、この第15条の協働のまちづくり推進委員会というのは、先ほども説明しましたように市の附属機関ということで、市長の諮問を受けて答申を出すのか、または建議という形で積極的にやっていくのかという部分は、もちろん今後考えていけないといけないところがございますけれども、あくまでも附属機関ということでございますので、当然規則の中で選出

区分とか、そういうものを定めていきたいというふうに思っております。そういう中で、この役割というのは、この条例も含めてまちづくりの施策の部分についての、いわゆるPDCAサイクルの中の評価をしていただくところというような位置づけも持っております。そういう中で、ご質問のノーバル・ソーラーみたいな営利企業の人が参画したらどうなるのかというのは、そもそもそういうことについては、私どもは、この委員会の中では想定しておりません。ここの委員さんというのは、いわゆるまちづくり団体とか、そういう活動をしてある方、それからもちろん市民公募という形で入る可能性はあるかもしれませんが、そういうようなところでございますので、今ご質問のようなことについては想定はいたしておりません。

○川上委員

条例の第15条の中で、そういう法違反を犯し、議会の決議にも反して乱開発をやっているというような勢力を排除できる規定が第15条にはないし、ほかのどこにもないということを目指したいわけですか。それから、第2条で地域活動団体、市民活動団体、その他。その他というのは何のことを指しているんですか。

○まちづくり推進課長

先ほど逐条解説案の13ページの例示をしている部分で、ご答弁させていただきましたけれど、その分とまた違うことでしょうか。

○川上委員

条例づくりは、こういうやりとりが大事なんですね。議案書34ページの第2条の4項、地域活動団体とあって、これは自治会、まちづくり協議会その他のと書いているでしょう。このその他のことです。先ほど、ちょっと言い方が悪かった。

○まちづくり推進課長

先ほどの答弁と重複するところもございますけれど、例示でお示しさせていただく逐条解説案の13ページの右側に入っている団体のことを指すという形で、まちづくり協議会には全ての団体が参画していない部分もございますので、その他、こういうエリア型を単位とした組織を持った団体のことを示しております。

○川上委員

この中に、図の中にはないけれども営利団体も加わってくるわけでしょう。まちづくり協議会の中に営利団体が入っていますから。営利団体も加わるんでしょう、このその他の中で。深く考えていないですか。

○まちづくり推進課長

地域活動団体の定義の中でいえば、先ほど図示化している逐条解説案の中で営利団体は含まれてないという形で考えております。

○川上委員

自治会は任意の意思ある構成員でつくられた一つの任意団体でしょう。まちづくり協議会と自治会を並列に並べているけど、全然異質のものでしょうか。その中に会員として営利団体が入っているところもあるわけですね。だから、この中には営利団体が排除されていないということなんでしょう、この地域活動団体の中からは。

○市民協働部長

第2条については、これは定義という形でございます。したがって、この地域活動団体の定義ということで、地域活動団体とはどういうものを指すのかということ、先ほどから説明しています一定の地域、エリアの中でやっている団体ということになります。だから、自治会というエリアでやっているのが自治会、それからもちろんまちづくり協議会も一定のエリアの中で組織された団体、その他というのは、それ以外に同じように一定の地域を単位とする組織、いわゆる地域を単位とする組織のことを地域活動団体と呼びますというようなことをいっております。したがって、ノーバル・ソーラー社というのが、そういう一定の地域を単位



とする組織というようなことでの、この中でいうと定義には入らないのではないかと思います。

○川上委員

ノーバル・ソーラーは、もう離れていますよ、私は。こだわっているね。営利団体が、この地域活動団体の中から排除される規定になっているかと聞いているつもりですけど。

○市民協働部長

何かこう営利団体というのが、一定の地域を単位とする組織というような認識でのご質問ということですか。

○川上委員

そういうふうに反問権を使うといいですね。私の質問は、この地域活動団体の中から営利団体は排除されておられるのかという、この規定によって、それを聞いているだけです。排除されているか、いないかということでしょう、答弁は。

○市民協働部長

あくまでもこの地域活動団体という定義の中でいうと、そういう非営利というものをそもそも想定はいたしておりません。営利、非営利というのは、あくまでも市民活動団体のほうでそういう仕分けが出てくるといふふうに思っておりますので、あくまでもここでいう地域活動団体というのは、自治会、それからまちづくり協議会、それから逐条解説の13ページに出てきます、そういう地域型の団体ということを目指しておりますので、営利というのは市民活動団体のほうで定義して、それはだめですよというような形で整理をさせていただいているということです。

○川上委員

そうすると、現実には対抗できなくなる可能性が高いということは指摘しておきたいと思えます。そう言う意味は、まちづくり協議会の年間予算の何倍もの寄附を受け入れてしまうという実情にあるからです。実態があるからです。

それから、第5条、市民等の役割ということについて、先ほど江口委員の指摘もありました。特に、「(2) 市民等は自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする」というふうに書いていますよね。さっきの議論を少し言えば、市民等の「等」は、そこに居住していない人を言っているわけでしょう。居住していない人なのに、何で居住する区域等の自治会加入とかいうふうに言うんですかね。これは法律としては正しくない表現でしょう。どうですか。

○まちづくり推進課長

先ほどもご答弁しましたけれど、市民等のくくりにおきましては、企業とかそういう部分も入っております。そういったところの実態としましても、現在でも飯塚市の自治会に加入されてあるという実態もございまして、そういった観点から市民等という形で、この中の役割の中の2項に示させていただいております。

○川上委員

矛盾の指摘がわからないんですね。市民等の「等」は居住していない人のことを言っているわけでしょう。通勤・通学、その多くは。なのに、自らが居住する区域の自治会加入に努めよと言っているわけですから、そんなことができるわけがないでしょう。飯塚市に通勤している人は、直方から飯塚市に通勤している人は、直方の自治会に入るように努めなさいという意味ですか、これは。

○まちづくり推進課長

ご指摘の点につきましては、自治会加入促進につきましては、先ほども答弁いたしましたけど、自治会の意義とかそういう部分をわかっていただきまして、市民啓発をする意味で、こういう形の努力規定でお示しをさせていただいております。したがって、飯塚市以外の市民等につきましても、そういう市内に勤務している方等については、市が異なりますけれども、そういった部分につきましては、そういった啓発という部分を含めまして、市民等という形で、

この部分についてはお示しをさせていただいております。

○川上委員

本当ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:34

再 開 14:36

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

すみません。「市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする」という2項につきましては、企業とか事業所に勤務する方を想定しておりました。また大学生とか、市外から来られている方も、実際には自治会に加入されておられる方もおられます。しかし、在学しておられます高校生とかにつきましては、この分については市民等の部分で自治会加入に努めるという形の部分はないという形の分は考えております。この点につきましても、逐条解説案の中で、今お示しさせていただいておりますけれど、その分につきましては、詳しく説明書き等で、丁寧にその分についての定義、市民等の意味を詳しく解説させていただきたいと考えております。

○川上委員

刑法とか民法とか、地方自治法もそうだけど、読みかえとかいろいろあって大変難しいですよ。でも、市民のためのまちづくり推進条例がこのようにわかりにくい文章でよいのかという指摘を、ここではしておきたいと思うのと、もう一つは、自治会の加入者をふやしたいというのは、切実な課題でもあらうと思うんですよ。しかし、加入しない市民の多くの気分や感情もあるわけですね。ここをどうするかというところで、知恵を絞ったり悩んだりしなくてはいけないところだと思うんですよ。簡単ですよ、市民は自治会に加入するものとする書くのは。それが加入促進につながるでしょうか。自治会の魅力だとか、メリットというか、その大事さを市の側が、あるいは自治会が、なかなか自治会がするというのは大変だと思うけれど、公の側が個人に対して、そういうすばらしさとか魅力とかメリットとかを訴えるように頑張ろうねというのはわかるけれど、入っていない人が入ったほうがいいですよ、努めてくださいというように法律に書くかという問題があるので、私は議論があったところと言われましたけれど、この2項についてはあってはならないのではないかなというふうに思っておったので、先ほど言ったわけです。それから、条文を見られたらわかると思うんですけど、各条、かなりのところに、協働のまちづくりの実践に努める、協働のまちづくりの実践に努める、協働のまちづくりの実践に努める、努めるものとする、1カ所だけ努めなければならないというのがありましたけれど、これは法律の言葉としては、何というか、反復がこれほど多い法律はおかしい。気持ちはわからんでもないですよ。煩雑で要点をはぐらかしていく、ぼやけさせる文書になっています。こういうのは、法律としては適切ではなかろうと思うんですけど、感じませんでしたか。

○市民協働部長

感じておりませんでした。大事な部分というふうに思っております。

○川上委員

今、感じているという答弁ですか。

○まちづくり推進課長

委員ご指摘の「努めなければならない」、条文上、協働のまちづくりの推進に努める。努力項目として、義務的な部分の条文になっております。この努力義務といいますのは、決して法制上強制的に拘束するという形のない部分という形の理解はしております。したがって、

違反しても刑事罰とか科料等の法的制裁を受けるような作為義務、不作為義務のことで遵守されるか否かは、当事者の任意という形の部分で、法的な部分についてはそういう部分を認識した上で入れさせていただいております。

○市民協働部長

申しわけございません。この条例というのが、大きな項目としては、まずは定義をしてっております。その後、それぞれ定義された団体の役割というような形の文章構成になっておりますので、どうしても協働のまちづくりの推進というのは、繰り返しではございますけれども、使う必要があったということで、こんな表現になっております。

○川上委員

一度ここを削って条文を作ってみてください。非常にすっきりして、むしろ、まちづくりの推進という大事さを強調することができるようになると思います。こういう繰り返しは、法律にはなじまない。さっき第5条の2項でも言ったけど、こういうことを繰り返し「努める」、繰り返し「努める」ということによって、市民の主権者としての心の中に何を呼び覚ますかという分断なんですよ。市民がみんな一緒に地域で暮らしていく。子どもを育てる。医療や教育やさまざまな分野で、文化・伝統もありますよ。力を合わせろというときに、分断を持ち込むことになりかねない、繰り返し言うことによっても、そういう心配をするわけですね。それで、第10条の協働のまちづくりに資する活動ということについて、先ほどお尋ねがあり、答弁もありました。これは、資する活動であるかどうかについては、行政が決めるわけですね。どういうふうに決めるんですか。

○まちづくり推進課長

この第10条におきましては、資する活動という形で2項のほうに、「市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援」という形で、当然、この分については最終的には市のほうで決定していきます。

○川上委員

そこに自主性だとか言うてはおるけれども、状況によっては、まちづくり推進委員会が、これを応援してくださいと言いましたと。飯塚市は、にわかには拒否できないでしょう。検討しますとか、やりましょうとか、前向きになりますよ。そうすると、かなりな事業において、恣意性が働いてくるのではないかという問題意識は持ちませんか。

○まちづくり推進課長

推進委員会の権限の部分になろうかと思えますけれど、そこら辺の部分の取捨選択については、重要な部分とは思いますが、現在のところ、そういうふうには捉えておりません。

○市民協働部長

まちづくりに資する活動に対する選択というのについては、ここでもちろん、まだ詳しく記載いたしておりませんが、公明に、適切にやっていくというような形になります。

○川上委員

今そこでそのように答弁されるならば、なぜ条文に書かないんですか。この条例案の中に、書かない理由がありましたか。

○まちづくり推進課長

この第10条2項につきましては、活動団体が行う協働まちづくりに資する活動という形の分のみしかお示しをしておりません。質問委員が言われますように、具体的に書くということにつきましては、策定委員会の中でもそういう議論もなく、我々としましても、先ほどから申しますように、当然、推進委員会等の意見も踏まえながら取捨選択して最終的に決めていくという形で考えているところでございます。

○川上委員

飯塚市の「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」、そういうスタ

ンスからいったときに、そういうまちづくりをするときに、悪しきものが、この条例の中に入らないように、丁寧に、丁寧に排除していく。そして、よきものが伸びていくように、丁寧に、丁寧にサポートしていくような法律をつくらないとだめですよ。だからここで、実はこの中にはこれが抜けていましたとか言うようでは、議案上程を維持できないんじゃないかと思えますけど。それから、第15条、先ほど推進委員会の設置等について、15人ぐらいでいきますとか言われていましたけど、なぜ第15条に書き込まないんですか、定数を。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われました2項には、推進委員会の組織及び運営に関する事項は規則で定めると書いてございます。この分につきましては、条例事項でなく規則のほうで定めたいという形で考えております。

○川上委員

いや、だからそれはなぜかということを知りたいんですよ。

○市民協働部長

これはもう飯塚市の法制上の一般的な形だろうと思えますけれども、詳細な委員会、条例で定めた附属機関の委員会の詳細の部分については、所掌事務から定数、それから会務の運営、そういったものについては規則の中で決めていくというやり方をやっておりますので、この条例についても、そういうような形でやっていくということで考えております。

○川上委員

飯塚市立病院の条例とか読んだことがありますか。

○市民協働部長

内容については、承知いたしておりません。

○川上委員

運営協議会という規定がありますでしょうか。それも知りませんか。

○市民協働部長

運営協議会があるということは、承知しております。

○川上委員

条例で定数を規定しているじゃないですか。知りませんか。

○市民協働部長

申しわけございません。それが、その法定協議会なのか、任意協議会なのか、ちょっとそういったところの詳細もわかりませんので、そもそも法律で当然、その定数とか所掌事務とかを決めるようになっていけば、条例の中で決めざるを得ないと思えますけれども、そういう詳細をちょっと私は今把握しておりませんので、ちょっとお答えできません。

○川上委員

答えられないと困るでしょう、議案上程しているのに。今、勉強会をやっているんですか。よその町の協働のまちづくり推進条例の何かがどうかとか聞いているわけじゃないですよ。本市の法律をつくらうとしているんですよ。これ決まれば——。いや、ちょっと待って、もう議案上程しているんだから。本市の条例において、どういう取り扱いをしているかもわからん状態で、今上程しているということですよ。それで権限、先ほど聞かれました。これ第15条を読んだらおかしいと思うでしょう。「この条例の実効性を高め、協働のまちづくりを推進する」とまた出てくるわけですよ。まちづくり推進委員会を置く。最後の、飯塚市協働のまちづくり推進委員会を置くでいいじゃないですか。だから、これは本当のことが書いていないわけ。何のためにこれを置くんですか。実効性を高める、推進する、もう書く必要ないでしょう。何のために置くのかが書いていないんですよ。だから、目的も書いていない。それから、メンバーも書いていない。権限も書いてない。何も書いていないんですよ。これから見えてくるのは、とにかく飯塚市長に意見を述べるができる。そういうものをつくるから、許してくだ

さいよというだけの条例です。しかも、これは第10条とリンクしていますから、どういう勢力でつくられるかわからない推進委員会の意見を、飯塚市が受け取ったら第10条で対応しないといけないということになります。だから、こう考えてくると、地方自治、住民福祉の増進、住民自治という言葉が、前文の中にないという意味がだんだん見えてくるわけですよ。だから、住民自治のために、立派なものをつくろうという努力から、策定委員の皆さん、策定委員会の方々は出発していったんだけど、みんなで話し合っ、これを入れてくれ、あれはどうだっという議論をしているところは、まあまあなんだけれど、この第10条と第15条によって、住民自治とは矛盾するような、公正とか公平とかいうことと矛盾するようなものができ上がっていくのではないかという危惧を持つ。それで推進委員会の事務所は、どこにあるんですか。

○まちづくり推進課長

事務所といいますか、所管事務はまちづくり推進課のほうで考えております。

○川上委員

事務所を持たないということですか、この推進委員会の事務所。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:54

再 開 14:55

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

この委員会の事務所といいますか、所管はまちづくり推進課のほうで考えております。

○川上委員

事務所はないという答弁ですね。それから、役員はどういったメンバーを考えていますか。

○まちづくり推進課長

役員といいますか、委員になりますけれど、委員につきましては学識経験者、それから市内の各種団体の代表者、その他市長が必要と認める者という形で、現段階で考えております。

○川上委員

だから会長は学識経験者で、副会長はこうでというようなことがあるじゃないですか。その辺はどうなんですか。副会長を4人置くとか。うち1名はまちづくり協議会の会長をお願いするとか、それから、自治会連合会の責任者あるいは副責任者に来てもらうとか、そういうことを考えているでしょう。すぐ発効するのに。だから、そののところが聞かせてください。

○まちづくり推進課長

委員会構成は、15名以内という形で考えております。その中で、先ほど言いました学識経験、それから市内の各種団体の代表、また当然、市民公募等も含めまして、最終的に15人の委員の中から正副委員長それぞれ各1名を委員の互選によって定めたいというふうに考えております。

○川上委員

その中に営利団体を代表するような方は入らないようになっていますか。

○まちづくり推進課長

現在考えております委員構成の中では、今回策定しました策定委員会、本条例の策定委員会の中には商工会、商工会議所、青年会議所等も入っておりますので、一般社団法人という形の部分の地域で活動されている方もおられます。営利企業といいましても、地域公益性のある事業についてされている部分については、団体については、現在のところそういう方を入れるか入れないかという形の部分は考えておりません。おおむね地域で活動されている方、それから学識経験者、また先ほど質問委員が言われましたように、まちづくり協議会とか自治会の関係者、それから公募という形で考えているところでございます。

○川上委員

営利団体の代表が入ることは、排除はしていないという答弁ですね。

○市民協働部長

排除してないというか、所属団体としては営利企業の方が入る余地はございませんが、例えば何々団体から選ばれた方が、家業としては営利をやっているということは想定はできます。そういうことまで排除するというのはできないと思いますが、あくまでも選出は、営利団体からの選出というのとはございません。

○川上委員

そのことはどこに書いているんですか、条例に。

○市民協働部長

そういうことというか、それはあくまでも先ほども言いましたように、条例ではなくて規則の中で、いわゆる飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置要綱、そういったような名称の要綱の中で定めていくということになります。

○川上委員

規則案を作っているでしょう。ちょっと読み上げてください、第15条に関連したところ。

○まちづくり推進課長

現段階では案ではございますが、先ほども言いましたように、組織としては委員会は15名以内をもって組織すると。委員につきましては、学識経験者、それから市内の各種団体の代表者、またその他市長が認めるもの。任期は2年。再任を妨げないと。また、委員長及び副委員長につきましては、先ほど申しました正副委員長1名を置き、委員の互選によって定めるという形で、大体第15条に関連する部分についてはそういうところでございます。

○川上委員

それから、第14条、市職員の意識及び参加推進、これは、どういう理由でこの条項が入るんでしょうか。

○まちづくり推進課長

この条文につきましては、地域活動への市職員の参加促進について規定をしておるものでございます。当然強制するものでございませませんが、市職員みずからも当然、一地域住民であり、地域の構成員であるという認識のもと、協働のまちづくりへの関心、また必要性について理解を深めていただきまして、積極的に地域活動等に、協働のまちづくりの活動の参加に努めていただきたいという形で条文化しております。

○川上委員

強制になっているじゃないですか。努めなければならないと。これ強制でしょう。違うんですか。

○まちづくり推進課長

先ほどもご答弁いたしましたけれど、強制ではないという認識で、あくまでも本人の自由意思によって判断されるものと考えていますが、飯塚市といたしましては、職員の意識、参加促進について条文化したところでございます。

○川上委員

頭が痛いけど頭痛じゃないとか、馬から落ちたけど落馬じゃないとか、最近募るけど募集じゃないとか。努めなければならないというのは、なければならないとほかにないんですよ。市職員についてだけ、なければならないと書く理由は何ですか。

○まちづくり推進課長

この点につきましては、確かにほかの条文につきましては、努めるものとするという形になっております。市職員の認識、意識については、より一層努めていただきたいという思いを持って、努めなければならないという示し方をさせていただいております。

○川上委員

ここでいう市職員というのは、特別職も含めているかもしれないけれど、特別職はいいですよ。一般職の行政職についても、技能職についても、ほかの専門職もあるでしょうけれど、そういう職員に、こういう努めなければならないというふうに法律で決めるのかという問題ですよ。これ、なぜ入ったんですか。さっきも聞いたけど。

○まちづくり推進課長

繰り返しの答弁になりますけれど、市職員の意識、参加促進をより促したいという観点で、入れさせていただいております。

○川上委員

副市長もおられますけれど、なぜ職員だけ、この法律の中でこういう書き方するんですか、なければならないという。なぜこういうのが入るのかわからない。これは、みんなで頑張ろうねと言っているのに、どこまでやったら努めていることになるわけですか、職員は。ここまでだったら努めてないということなるわけ。これで評価点を加えて、給料まで評価の基準にしろというような人もおりますよ。子どもだって部活をやっていたら、内申にかかわっていくわけだから。公務員だって同じだとか言う人もいますよ。だけど、そういった論理で、法律の中でこういうことを加えることが正しくないということは、市長もわかると思うんですよ。公務員の役割、市職員の役割は、このように強制されて書かれるべきではなくて、もう少し前向きに、地域の活動団体だとか市民活動団体と一緒にやっていけるような前向きの捉え方があるはずですよ。条項の中ではなくて、前文の中とか、だから、このことによって飯塚市協働のまちづくり推進条例は決定的に、私は強制条例になっているというふうに受けとめました。だからこれは、本当に協働のまちづくりというようなことであれば、やめたほうがいい。もう削除してしかるべきだというのを問題提起したいわけです。反問してください。

○まちづくり推進課長

先ほどからご答弁させていただいております、努めなければならないという使い方については、強制という形でご指摘を受けていますが、法的に努力義務の定義という形で受けとめております。法制上におきましても、努めなければならないという文言につきましても、違反しても刑事罰、科料等の法的制裁を受けない作為義務、不作為義務のことでありまして、遵守されるか否かについては、当事者の任意の判断に左右されるという分も含めた上で、こういう形で示させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今も条例の書き方でわかりづらかったりするということが幾つも指摘がありました。やはり、この条例については、新たにつくる条例であります。先ほど、質疑の中でわかったように、この条例がないとできない事務があるわけではないわけでありまして。そういったことを考えると、また、先ほどいろんな資料を出していただきましたが、そういったことを含めてしっかり読み込んだ上で、表記を改めるべきところは改め、私は制定をすべきであると考えています。条例自体が不要とは思っていません。条例自体の策定は必要であり、やられるべきだと思っておりますが、このままの形というのはいかがなものかと思っております。よって、そういった部分で協議するため、また深掘りして検討するために継続審査としていただきたいと考えますので、委員長において、お計らいをお願いいたします。また、そういったことの中で、行政とあわせて協議しながら、よりよい、わかりやすい条例にすべきだというふうに考えています。

○委員長

ただいま、江口委員から継続審査を求める動議が提出されました。お諮りいたします。本動議のとおり決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、「議案第31号」は継続審査とすることは、否決されました。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

残念ながら継続審査とならないわけですが、そうしますと、もともとの、この条例の立法事実と言われる部分、なぜ必要なのかというところについてが、いまだにはっきりわからないわけであります。先ほど条例でできるようになることと、これがないとできないことについては、ある程度見えてきたと思いますが、これで新たに権利が創生できるのか、義務の創生になるのかとかいった点については明らかになっておりません。そういった立法事実と言われるものについて、どのようにお考えになっておられるのか、改めてお聞かせください。

○まちづくり推進課長

本条例につきましては、協働のまちづくりを推進していく上での市民等、それから地域活動団体、市民活動団体、市の役割を明らかにしてルール化を図り、そして協働のまちづくりを、なお一層推進するために制定するものでございます。したがって、この条例ができて、権利、義務が発生するという形の部分で制定しているわけではございません。協働のまちづくりを、より促進させていきたいという意味から、それぞれの主体となる役割を明確にルール化しまして、より一層、協働のまちづくりを進めていきたいという形で考えておりますので、ご指摘いただいた分につきましては、当然、市民の方にわかりやすく、丁寧にご説明させていただきながら、より一層この条例をもって、協働のまちづくりの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。また本条例につきましても、社会情勢の変化、それから地域実態とか、そういう部分の変化に対応していくような形の部分で、改善が必要な場合につきましては、第15条にありますような検討推進委員会のほうでの意見も踏まえた上で、よりよい条例にしていきたいというふうには考えております。

○江口委員

改善が必要な場合にはというお話ですが、明らかに改善が必要な点が複数あります。先ほどの第5条の2項、自治会への加入の促進に関しては、明らかに想定している範囲を、行政側が想定している範囲も超えていると思われまます。超えています、現実には。そして、それを条例化して、法律と定めることについてはすべきではありません。そうと思いますが、その点はいかがですか。

○まちづくり推進課長

本条例でご指摘いただきました事項につきましては、当然、現在策定をもう現在しております逐条解説案がございます。その中にも、丁寧にご説明をさせていただきまして、本日いろいろご指摘、ご意見いただいた点につきましては、わかりやすいような逐条解説を添えて、市民周知、または市民の方にお話をさせていただきながら、本条例ができてより一層協働のまちづくりが進むよう努めてまいりたいと考えております。

○江口委員

逐条解説は、あくまでも条例の範囲内でしか書けません。条例で書いてあるのは、市民等に対し自治会加入に努めなければならないという努力義務を課すと書いてあるわけです。そうすると、通勤・通学をしている方にも自治会加入に努めなければならないという義務を課することになるわけです。当然のことながら、それは想定していません。条例でそう書いてあるのに、逐条解説でそういうことではないんですよというのを書けないんですよ。当然のことながら、うちの自治会の中にも事業所があります。それこそ事業所で自治会に入っておられるところが複数あるのは存じています。そういう意味で、自治会に対して事業所が賛助会員という形にはなるでしょうが、そういった形で参加していただくことは非常に大切であると思っておりますが、ぎりぎりそこまでです。それもできるだけ、よろしく願いますという形にしかありません。



当然のことながら賛助会員であり、事業所が入ったからといって、会員の一主体として自治会の総会のときに賛成、反対と意思表示ができない形であるというのは、それこそまちづくり推進課は知っておられると思います。大切なのは、ここで議論になったのは、市民の方々にぜひ自治会に入っていただこうですよ。6割を切った、そういった中で、自治会に参加していただくのは非常に大切だ。それは非常にわかります。だから、それよりぜひ努力していただこうということで書き込むのはわかりますが、市民に関して書き込むのは、私は賛成なんです。ところが、これが市民等になると、これは話が違います。事業所であったりとか、さらには通勤・通学者にまで自治会加入の努力義務を課するのは明らかに行き過ぎだと考えますが、再度お聞きいたします。再度お聞きしますが、逐条解説では書けないですよ。いかがですか。

○市民協働部長

おっしゃるとおり、逐条解説というのは、あくまでもその法律の読みこなしという形になろうと思いますので、それを逸脱するような規定はもちろんできません。これも何度も説明させていただいておりますけれども、今回の条例につきましては、市民との協働のルールの中の一歩というふうにご覧いただいております。もしこれで議決していただきましたら、来年に入りまして、さっそく市民の皆様方にこの条例を周知していくというような形でやっていきたい、もちろん議決後でございますけれども、していきたいと思っております。その中で、きょうもいろいろご意見もいただきました。整理できていないのではないかとというようなご意見もいただいております。また市民の皆さんに伺う、活動をされている方に意見を伺う、その中でもいろいろ疑義が出てくることも想定されます。そういう中で、この条例については一歩一歩みんなが理解できる条例に、少しでも早くしてまいりたいというふうに思っております。

○江口委員

いかげんなものはつくっちゃいけないですよと思うんです。内部協議で、いろんな協議があったことだと思います。法制のほうからも、多分複数の指摘があったと思うんですけど、どのようなものがあつたのか、お聞かせください。

○まちづくり推進課長

まず前文につきましては、共に支え合うまちづくり、実現するのは共に支えるまちづくりではないですかということで、前文では、まちづくりを実施することが目的のように読めますという形の部分のご指摘をいただいております。また、第2条の定義のところ、ここにつきましては、句読点の位置とか、そういう細かな指摘でございました。また、まちづくり協議会の定義につきましては、この別に条例で設置する各地区の交流センターを単位としてというふうにしたかどうかというご指摘もいただいております。それから市民等の役割の第5条につきましては、自らが居住する区域という形の分、区域がいいのか地区がいいのかという、そういうご指摘もあつております。大体、その点が大きなところでございます。また、最後の市長が必要に応じてこの条例を見直すものとするということにつきましても、これは市もしくは市長どちらかちょっと、そういう点についても、ご指摘はいただいております。大体大きな点は以上でございます。

○江口委員

法制からは、この中で法としての適当ではないという指摘は、今の話だと、句読点等とかに関してはあるんですけど、法的な部分で、これについてはいかがなものかということはないということですのでよろしいですか。

○まちづくり推進課長

ご答弁させていただきましたけれども、法的には絶対にだめということはないという形で協議をさせていただいております。

○江口委員

もともとこの条例は、策定委員会としては、地域まちづくり推進条例（仮称）というやつで

スタートしてきたはずですよ。地域まちづくり推進条例と協働のまちづくり推進条例というのは、私はかなり違うのではないかと思っていますが、ここが変わったのは、読みこむ中では、それこそ最後、答申を出す最後のときに変わったと理解をしています。これは果たしてどうなんだろうと思うんですよ。地域のまちづくりを推進するための条例をつくったのが、最後の最後で、協働のまちづくり推進条例と変わってしまう。ここ本当に、なぜこういうふうな形になったのか、お聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

地域まちづくり推進条例（仮称）で策定委員会のほうに諮問をいたしました。その中で、いろいろ策定委員会の中でも、地域の使い方、まちづくりの前の地域の使い方のあり方について、外したほうがいいんじゃないかというご意見も多々受けました。そうしたことも経過する中で、最終的に質問委員が言われましたように第5回目の中で、協働のまちづくり推進条例が、今回のこの条文、この内容を見る限り、ふさわしいのではないかという形で答申にも、そういう形の提案でお受けして、最終的には協働のまちづくり推進条例という形で決定しているところでございます。

○江口委員

理解ができません。条例比較表を見ると、幾つかの条例があるわけですが、勉強会の資料というふうな中では、策定委員会の中での学習会があったものが一つ出ておりますが、検討した条例はこれだけなのか。あわせて、策定のための資料、文献とかというふうな形で資料要求をさせていただいたんですが、出てきたものは、先ほどの勉強会の分がお一つだけのように思われます。そのほかに参考にしたものとかはないのか、あわせてお聞かせください。

○まちづくり推進課長

資料要求で提出いたしました資料に出している分をおおむねに、先進地の参考として、今回本条例の策定の根拠にさせていただいた分はございます。これ以外にお示ししていない分でも、ちょっと手元には持ち合わせていませんけれど、それ以外の条例等も当然あります。本条例を策定するに当たっては、荒尾市をベースにしながら、協働のまちづくり、現時点での飯塚市の協働のまちづくりに合致するような条例という形で、荒尾を中心とした先進地を参考に、策定委員会委員のほうにもお示しをして、ご審議をさせていただいたところでございます。参考文献につきましては、第2回目の策定委員会で、講師の先生から出していただきました資料をつけております。それ以外の資料といいますのは、いろんな条文をする上では、ピンポイントに、いろんな法解釈の部分の参考文献とかは見えていますが、特に、この分を中心に参考文献として参考にした部分については、大きな部分としてはありません。現在までに蓄積してきた資料等につきましては、各地区のまちづくりの状況とか、各先進地のまちづくりの状況とか、そういう部分は当然活動の内容とかそういう部分を参考にした部分はございますが、大きくは、この参考文献としましては第2回目で講師の先生に資料として使っていただいた分を策定委員の皆さんも一緒に勉強したところでございます。

○江口委員

比較表では、それこそ北部九州というか、福岡県プラス1の6市の条例が出ているわけですが、この中で自治基本条例と言われるものがあるところ、ないところ、それはどのようになっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：26

再 開 15：35

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

参考にしました他市条例6自治体の中で、自治基本条例を制定していますのが、筑紫野市、大牟田市、それから古賀市でございます。

○江口委員

宗像、久留米も同様なものがあつたかと思うんですが、ここはなかつたんでしたかね。いかがでしたか。

○まちづくり推進課長

今、条例一覧を見ているのが2019年、策定委員会の直近の8月1日現在の377市町村の分で、先ほど申しました筑紫野市、太宰府市、古賀市となっております。宗像市はこの一覧には載っていない状況となっております。

○江口委員

宗像市に関しては、この条例そのものが自治基本条例という、その部分も含めた条例になっていたかと思ひます。失礼しました。比べた中で、それこそ、ある意味、自治基本条例が1階で、協働のまちづくりが2階建てという議論が策定委員会の中でもありました。そういった1階建て、2階建てという議論の中で、2階だけという条例、1階がなくて2階だけあるというのは、荒尾市だけではなかつたかと思うんです。この1階部分が必要だよなという議論が、策定委員会の中でもあつたかと思うんですが、その点はいかがですか。

○まちづくり推進課長

確かに策定委員会の1回目、2回目、私の記憶では、そういうご意見もありました。しかし、我々としては、飯塚市として荒尾市をベースに協働のまちづくりを推進していく上で、自治基本条例みたいな最高法規制の条例ではなくて、あくまでもまちづくりに特化した協働のまちづくりで、ご審議いただきたいというお話をさせていただきまして、最終的には、その中でご審議をさせていただいていったという経過でございます。

○江口委員

そうなんです。市はこの条例策定に当たり、策定委員会に対し、自治基本条例はつくってくれるなというお話をされたわけですよ。地域まちづくりに特化した条例をつくっていただきたいとお話をされたわけですよ。だからやはり、そういった部分で不足している部分が出てきているんだと思うんです。もともと地域まちづくり推進条例で、地域の意見がきちんとつながっていくと思つたんですけれど、残念ながら、この協働のまちづくり推進条例では、そこが欠けているように思ひます。その部分は、この条例の中で、どのようにあらわれていますか。（発言する者あり）もともと地域まちづくり推進条例という形で、その地域の思いなり何なりが、地域でこんなことを考へているんだよというやつが、きちんと尊重なされるための条例がつくれるんだと私は理解してました。ある意味、そのまちづくり基本条例、自治基本条例と言われるところに代表されるように、地域の意見をきちんと尊重してという部分が書き込まれるんであらうと思つていたんですが、残念ながら、その部分の議論は抜け落ちており、なおかつ地域まちづくり推進条例というふうな仮称でスタートしたのが、協働のまちづくり推進条例というような形になってしまいました。この提案されている条例の中で、地域で地域の自己決定権、地域はやっぱりうちの地域はこうありたいという、そういった部分が、きちんと行政だつたりと尊重されるという部分は、どこに書いてあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長

地域の思いといいますか、地域の意見が反映されてないという認識では、我々はちょっと感じておりません。この条例におきまして、前文にもお示しさせていただいております飯塚市の現況をお示しさせていただきまして、ともに支え合いながら市民1人の人権を大切に、市民相互で豊かな交流、助け合い、安心安全で住み慣れたまちづくりという形で明記しております。また、人と人とのつながりが希薄化する一方で、市民等と自治会を初めとした地域活動団体、また、NPOなどの市民活動団体が、まちづくりの担い手として、役割が大きくなっていると

いう形の部分で、そういう部分では、地域の思いと役割という形の部分のルール化することも、役割としてできているのではないかというふうに認識をしております。地域の課題がみずから解決できるような地域力、市民の力の醸成というところもあわせて、この協働のまちづくりを推進していく上で、まさに必要なことという形で、前文においても明記をしております。目的に関しましても、同じような形で協働のまちづくりに係る市の支援等に関し、必要な事項を定めるという形で、目的であります協働のまちづくりの推進を図るという形で目的にも明記させていただきますので、地域の思いといいますのは、そういう部分で反映はできているのではないかなというふうに認識をしております。

#### ○江口委員

前文と第1条の目的で書いてあっても、具体的な条文として、何ら権利は創設されていないわけでありまして、そこが大切なんだと思うんですよ。例えば、今問題になっている関の山、庄内地区にしてみれば、地域のあり方として、あの関の山は非常に大事にしておきたいと、そう考えたときに、前文でいう市民等の多様な意見を反映する機会を設けながら、この条例の中で、その機会はどこに具体的に書いているのか。地域の課題をみずから解決できるような、その手法がどこに書き込まれているのか。これが大切だと思うんですよ。協働のまちづくりなり、地域まちづくり推進条例の中では、そこをきちんと確保しながら、一緒にやっていきましょう。協働というためには、信頼が大切なんです。信頼であり、それぞれの主体、それぞれの地域の方々の思いを尊重することが必要なんです。だけれども、それがこの中にはないんだと思うんです。いかがですか。

#### ○まちづくり推進課長

本条例におきましては、質問委員が言われますように、権利それから義務などを制定することを目的とはしておりませんでした。あくまでも、市と市民等、活動団体が対等なパートナーとして、一緒に協働のまちづくりを推進していきましょうという理念条例という形の認識でございます。そういった意味におきまして、質問委員が言われますような形で、各条文に細かな権利的な権限といいますか、そういう分については明記しないような状況ではございますが、繰り返しになりますが、協働のまちづくりを推進していく上で、市民意識の高揚、また現在でも活発に活動していただいておりますそれぞれの団体、こういう方々のますますの自主性、自発性を高める、そして公共性の活動をより活発に促進させ、さらなる協働のまちづくりを推進していくことを目的に制定しておりますので、そういった意味でご理解をいただきたいと思っております。

#### ○江口委員

協働のまちづくりを推進するためと言うんだけど、もともと推進するのは地域まちづくりだったわけでしょう。地域が地域としてきちんと考える。その単位がまちづくり協議会なんだ。中学校区なんだというふうな形の中で、それぞれがしっかりと考えて行動してください、地域のまちづくりやってください、それを応援しますよという、もともとのスタートはそうだったかと思うんです。協働のまちづくりではなく、地域のまちづくりを応援する、推進するであつたはずなんです。とするならば、そこがきちんと入っていないとおかしいと思うんです。そのことは指摘しておきたいと思っています。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

#### ○川上委員

私は、「議案第31号 飯塚市協働のまちづくり推進条例」案に反対の立場で討論を行います。まず、先ほど市立病院の条例と読んだのは、市立病院管理運営協議会規則のことでした。

さて今回、協働のまちづくり推進条例案は、1市4町合併から15年目を迎えた市民の住民自治への新たな挑戦であります。策定委員及び策定委員会には敬意を表するものです。しかしながら、以下の5点、つまり第1に、法律としての正文に未熟なところがあること。第2に、条例で規定するにはなじまないところがあること。第3に、第15条規定の推進委員会は、営利団体を排除しておらず、市長任命によって強力な影響力を持つものになりかねないこと。第4は、前文を含めて、地方自治、福祉の増進、住民自治の3つの大切なキーワード、従って理念が欠けていること。第5に、策定委員及び策定委員会の当初の意図から離れて、住民の中に、また市職員の中に、まちづくりへのかかわり方をめぐり、新たな矛盾と分断を生じさせかねないこと。よって市の法律とするには、なお改善の余地が大きく、同意できないのであります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

先ほど来、指摘をしておりますように、条例として不相当である部分がございます。そしてまた、中心とすべきものが入っていない等々を考えると、現時点では、この条例については、可決することはできないと考えています。もちろん条例の必要性については感じておりますので、条例制定に関しては必要だと思っておりますが、そのためには、しっかりとした議論の中で、このままではなく、修正なりをしてやるべきだと考え、この原案に関しては反対とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 飯塚市協働のまちづくり推進条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第32号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。議案書38ページをお願いいたします。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に係る法律が施行され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人に関する事項の変更を行うほか、関係規定を整備するために、飯塚市印鑑条例の一部を改正するものでございます。本条例の主な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。第2条第2項中、印鑑登録を受けることができない者を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」と改め、法定代理人を同行し、かつ成年被後見人本人が印鑑の登録の申請を行うなど、一定の条件を満たしている場合、当該成年被後見人は意思能力を有する者であるとして、印鑑登録の申請の受け付けが可能となるように改正するものでございます。次に、第11条第5号、印鑑登録の抹消事項の「後見開始の審判を受けて成年被後見人になったとき」を削除し、第6号を第5号とするものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第32号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

成年被後見人は、一律に印鑑の登録ができないという規定を、意思能力を有しない者と改正することにより、要件を満たした成年被後見人は、印鑑登録ができるようになるということで確認できますか。

○市民課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

その際に、成年被後見人が印鑑登録する場合は、法定代理人が同行し、かつその成年被後見人の本人の来庁が必要ということだと思いますけれど、そうであった場合、それだけをもって意思能力を有する、有しない者ではないという認定をするわけですか、窓口で。

○市民課長

明確な線引きということは、国からもこちらのほうには来ておりませんが、成年被後見人の方はそれぞれご本人の状況によって、体調とか認識度合いが違いますので、その方々の状況の会話を通じて、個々にこちらの窓口のほうで判断していきたいと思っております。

○川上委員

その場合、対応する市の職員は、誰が当たることになりますか。

○市民課長

一応、飯塚市の職員である担当の職員あるいは窓口の係長や、私たちも時には、判断が難しい場合は、対応させていただくことになるかと思えます。

○川上委員

それは、テーブルがありますよね、普通の窓口。そこでの対応になるわけですか。

○市民課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

落ちつかないと思えますけど。

○市民課長

必要な場合は、相談室というのがございますので、そちらのほうに入っていて、個別に対応させていただくようなこともあるかと思えます。

○川上委員

成年被後見人の方々は、選挙権、被選挙権を制限されたり、奪われたりという状況の中で、今回、権利が一步広がる可能性があるわけですよ。そういった点からいけば、しかもこれは国が、はいどうぞと言ったわけではなくて、さまざまな運動と闘う中で実現しているものだと思います。そういった点で言えば、特別に丁寧な対応が必要だと思いますし、それについては、先ほども答弁がありましたけれど、委託業者が対応するというのではなくて、市の責任ある地位の職員がきちんと対応するというのを求めていると思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 契約の締結（鯉田交流センター建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第36号 契約の締結（鯉田交流センター建設工事）」につきまして、補足説明をいたします。議案書の77ページをお願いいたします。「議案第36号 工事請負契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。本件につきましては、契約金額2億7526万2900円で友信建設株式会社、代表取締役、小倉信一と契約を締結するものであります。

議案書の78ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和3年2月26日までとしております。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに総合評価競争入札試行実施要領に基づき、業者選考委員会において入札参加の条件等を決定し、令和元年11月20日に入札公告を行い、本年1月21日に入札を執行いたしました。本件につきましては、8業者から入札参加申請がありましたが、2者が辞退をし、6者による入札の結果、予定価格2億9972万8千円に対しまして、落札額2億7526万2900円、落札率91.83%となっております。なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする総合評価落札方式により、落札者を決定いたしております。以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 契約の締結（鯉田交流センター建設工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第39号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」について、補足説明をいたします。議案書の93ページをお願いします。本案につきましては、筑穂庁舎の有効利活用の一環といたしまして、余裕のある筑穂庁舎を地域の交流拠点として活用する目的で、平成26年4月1日に設置しました飯塚市筑穂ふれあい交流センターの一部、37.88平方メートルをふれあい広場事業、コミュニティカフェ厨房として使用するため、筑穂地区まちづくり協議会に対して、無償貸し付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。今回、平成30年4月1日から令和2年3月31日の2年間の無償貸与期間が満了するため、その継続として無償貸与期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とさせていただいております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この制度は6年となっておりますと思いますが、地元の方々からはどういうふう to 評価を受けていますか。

○まちづくり推進課長

ふれあい広場事業、コミュニティカフェ、筑穂庁舎の触れ合いカフェでございますが、これにつきましては、地域住民の触れ合いと交流を促進し、地域活性化につなげていくことを目的に創設しております。可能限り筑穂地区の食材を使用することや、できるだけ安価な料金設定にいたしまして、地域住民の方にたくさん利用してもらうことなど、地域性を重視して経営を行っています。昼のランチタイムが中心となりますが、地域のコミュニティスペースとしても活用され、大変喜ばれ、多くの方に利用されております。また、筑穂地区以外の市内の方、また市外の方の中にもリピーターとして大変喜ばれているとお聞きしております。

○川上委員

憩いのスペースとしての利用、食事もありますし、喜ばれているということはわかりました。それで同時に、食材などを提供されている農家の方だとかからも喜ばれておるといことなんですけれども、ここで雇用については、どのくらい貢献できていますか。

○まちづくり推進課長

雇用につきましては、地元の方を優先に雇用しております。現在、パートタイムとしまして6人雇用しております、4人が筑穂地区、また2人が市外の方となっております。

○川上委員

まち協とのかかわりなんですけれども、経営状況はどのようになっていますか。

○まちづくり推進課長

令和元年度12月まででございますが、大体収支が若干のマイナス程度で推移をしております。設置当初から比べますと収支率につきましては、改善傾向でございます。

○川上委員

それで6年、全体として全国に合併したところがたくさんあって、立派な庁舎が遊んでるところもあるかと思えます。筑穂の場合は幾らでしたかね。36億円くらいかけたんですかね。庁舎、それで正確にしてもらいたいけど、それをさまざまな形で活用しようということで取り組んでいるんだけど、合併から15年、それをやり始めて7年目ですか。その教訓あるいは今後の課題というようなことを聞かせていただけますか。

○まちづくり推進課長

教訓といいますか、この筑穂庁舎ふれあいカフェにつきましては、先ほども答弁いたしました地域住民の触れ合いの交流を促進して地域活性化につなげていくという形で、さまざまなマスコミ、テレビとか、新聞、フリーペーパーなどにもマスメディアで取り上げられております。こういった経過がございまして、既に6年が経過しようという形で、教訓といたしましては、安定した経営を行う、また新たなイベントの実施、よりPR活動を積極的に行い、さらにこの有効スペースを利用していただくという形が、今後努力をする必要があるというふうに認識をしております。今後も筑穂地区の方々はもちろんでございますが、市内外の方に、引き続きお越しいただけるよう、筑穂地区まちづくり協議会の皆さんと協議を行いまして、協働して筑穂地区、また過疎事業のさらなる活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

6年間、努力をしてきて、地域の触れ合いの場としては、貴重な経験が作り出されていると思えます。希望としては、この小さな前進なんですけれど、きらりと光っているわけですから、これがさらに、その過疎地域の福祉のまちづくりに、ネットワークの一つの拠点として貢献できるように発展していけばいいなと思えます。そのためには、過疎債ということもあらうと思えますので、市としても必要な財政出動を、このことを含めて取り組んでいただければというふうに思いますので、要望を述べておきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )



質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から、本委員会に付託を受けております「健康づくりについて」の中で、新型コロナウイルス感染症対策について、調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

飯塚市は、1月30日に警戒室を発足し、ほぼ20日後の2月20日に対策本部を発足させました。それで、その間のこと、活動それからそれ以降の活動状況、当面する課題等について、お尋ねをしたいと思います。よろしく願います。

○委員長

お諮りいたします。「健康づくりについて」を議題とすることに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、「健康づくりについて」を議題とすることは否決されました。

川上委員から「体育施設の再編整備に関することについて」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

新体育館については、当初予定では入札が終わり、4月から着工の見通し、2年後には完成というようなことでした。ところが、市の担当課のほうから契約課のほうに入札依頼をかけておるわけですが、これが2度に渡って成立しないということで、完成の見通しがあるのか。構想は持ったけれど市の財政出動はこの程度というふうに言っていることについて、しかもそれが設計においては正当だということを、市が確認しておるにもかかわらず、業者が繰り返し入札辞退をします。こういうことであれば、結局は、この新体育館構想そのものが是であるのか、非であるのか、構想そのものを問う局面に今きているのではないかと。三度、入札を依頼するかどうかについては、私は考えたほうが良いと。もうむしろ2度、公正な設計による予定価格が気に入らないというわけですから、もうこれは建たないということで構想全体を見直して、この際は、現体育館を緊急に耐震補強を含む大規模改修を行う方向へ流れを切りかえて、住民のスポーツ要求に対する責任を果たしていくと。また、ほかの2つの体育館、それから武道場、弓道場についても、既にそれぞれ単体でやりたいという趣旨の要求もあるわけですから、全面的に、この際構想を検討し直すということ、市の第2プランとして持たなければ、Aプラン、新体育館構想そのものも、もういかないというふうに思うので、一体なぜその依頼をかけている入札が整わないのか、担当課でどう考えているのかについて、よくお尋ねしたいというのが、所管事務調査の目的、要旨であります。よろしく願います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「体育施設の再編整備に関することについて」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、所管事務調査は行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（案）について」報告を求めます。  
○総合政策課長

「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（案）について」報告いたします。昨年11月に、各常任委員会において素案の報告をさせていただきました本総合戦略につきましては、それ以降、市民意見募集、有識者会議、内部組織である専門部会、本部会を経て、最終案を策定いたしましたので報告するものでございます。

初めに、資料1をごらんください。本資料は、市民意見募集の結果でございます。いただきましたご意見につきましては1件であり、しごとづくりについての記載がわかりにくいとのことでしたので、有識者会議、専門部会での検討を経て、資料記載のとおり対応いたしております。

次に、資料2をごらんください。本資料は、有識者会議、ワークショップにおける主要意見をまとめたものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、有識者会議におきましては、本計画の推進に向け、目的に特化した施策、事業を検討することや、指標のあり方、SDGsとの関連づけなどの意見をもとに活発な論議をいただいております。大学生や若手職員からなるワークショップにおきましても、多くの意見やアイデアをいただき、専門部会を通じて対応いたしております。

次に、資料3をごらんください。本資料は、昨年12月19日に示されました国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（案）及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。内容の説明は省略させていただきます。

次に、資料4をお願いいたします。本資料が第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。前回報告いたしました素案から考え方、方針等について大きく変更した点はありませんので、詳細の説明は割愛させていただきます、資料に沿って素案からの変更点について、説明をいたします。

3ページをお願いいたします。人口ビジョン編につきましては、素案から追加のあった事項として記載しております点が追加となっております。いずれも素案でお示したデータを補完するものとして第1次戦略と同様に記載しているものです。数値等につきましては、素案からの変更はございません。本日の資料につきましては、以降のページにおいて、追加事項は黄色に、変更、追加等を行った文言は赤色に色づけをして変化がわかるように示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。39ページをお願いいたします。総合戦略編につきましても、素案から追加変更となった事項として記載しております点が、追加、変更となっております。1点目は、1章に「はじめに」を項目追加しまして、策定の背景と目的、計画の位置づけと期間、人口ビジョンの位置づけについて説明をしております。2点目といたしまして、各KPI、目標達成指標に特に関連のあるSDGsのゴールターゲットを併記することを追加しております。3点目は、市民意見や有識者会議等の意見を受け、記載の変更や追加を行っております。4点目としまして、具体的事業、検討する事業等の追加を行っております。5点目といたしまして、「資料」として56ページ以降のページを追加しております。詳細につきましては、これ以降のページに追加・変更の説明コメントを入れ、赤書きにて示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

最後に、資料5につきましては、総合戦略におけるKPIとSDGsの関係についての参考資料として抜粋いたしまして、一覧表にまとめたものを添付しております。説明につきましては省略をいたします。以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。  
これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。